第58回　佐用町議会〔定例〕会議録　（第3日）

平成２６年３月１７日（月曜日）

出席議員 （17名）	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 （名）				
遅刻議員 （1名）	15番	山 田 弘 治		
		午後1時15分から入場		
早退議員 （名）				

事務局出席職員職氏名	議会事務局長	船曳覚	書記	宇多雅弘
	書記	高橋真弓		
説明のため出席した者の職氏名（19名）	町長	庵逧典章	副町長	坪内頼男
	教育長	勝山剛	総務課長	鎌井千秋
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	橋本公六
	住民課長	梶生隆弘	健康福祉課長	森下守
	農林振興課長	茅原武	商工観光課長	横山芳己
	建設課長	鎌内正至	上下水道課長	上野耕作
	生涯学習課長	平井隆樹	天文台公園長	和田進
	上月支所長	伊東静夫	南光支所長	小野功記
	三日月支所長	塚崎康則	会計課長	小林裕和
	教育課長	坂本博美		
欠席者（名）				
遅刻者（名）				
早退者（名）				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第１．一般質問

午前１０時００分　開議

議長（西岡　正君）　　皆さん、おはようございます。

早朝よりおそろいでご出席を賜り、大変御苦労さんでございます。

本 58 回定例会におきましては、予算審議、そしてまた、付託案件、そして中日と審議をしてまいったわけでありますけれども、本日は一般質問でありますので、よろしくお願いいたします。

また、町長をはじめ職員の皆さん方もよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、山田弘治議員より、入院治療のため午前中出席できない旨、遅刻届が出ておりますので、ご報告をいたしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第１．一般質問

議長（西岡　正君）　　日程第１は、一般質問であります。12 名の議員から一般質問通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、初めに、３番、岡本義次君の発言を許可いたします。

〔３番　岡本義次君　登壇〕

３番（岡本義次君）　　皆さん、おはようございます。３番議席、岡本義次でございます。

３月 10 日の中学校の卒業式には、珍しく朝から１日雪が降りました。そして、３月 15 日、御水取りも済み、三寒四温、寒さ暖かさが繰り返し春がやってまいりました。風雪に耐えた芽の花が白く花開き、桜のつぼみもだんだんと膨らんできております。

寒暖差がありますので、十分気をつけていただいて風邪など引かれないようにしていただきたいと思っております。

本日は３件の一般質問をさせていただきます。

１件につきましては、学校跡地利用についてということと、この質問については、ここからさせていただきまして、特産物の発掘にどれだけ力を入れているのかと、上月パーキングエリアについての質問については、議員席からの質問といたします。

それではですね、１件目の質問に入らせていただきます。

統合学校跡地利用はということで、平成 26 年４月に中安小学校と徳久小学校が統合し南光小学校となります。そして、江川小学校と佐用小学校が統合し佐用小学校ということに決まりました。

中安小学校や江川小学校の学校跡地はどうするのでしょうか。そこで、次のことを町長に伺います。

一つ、跡地の利用は考えているのでしょうか。

二つ、教育委員会が統合問題を進めている時に、一般の人からの質問として、なぜ、町長部局が跡地の利用のことも同時に進めないのですかということが問われております。

三つ目、教育委員会が、学校統合説明会に行っておる時に、なぜ、こうなるまでに、手を打たなかったのかということも言われております。

四つ、学校は、その地域の文化であり、地域の宝物であります。子供の数が減って、統合はやむを得ない部分があるとしても、その地域が寂しくなってしまいますので、寂しくならないことは考えているのかということです。

それから、五つ、地域とのそういう懇談会は、１回でももったのでしょうか。

六つ、久崎小学校や幕山小学校も来年度と聞いているが、今から跡地利用もどうするのかというようなことも、今やっているのですか。

七つ、保育園の場合は、小学校ほど慌てて統合を急がねばならないのでしょうか。

八つ、三河小学校や利神小学校等も、当然、今から跡地利用も考えているのでしょうか。

九つ、町民の方から、跡地について、こんなことを誘致したらとか、そういうような話はなかったのでしょうか。

そこらへんについて、問うていきたいと思っております。

この席での質問は、以上といたします。

議長（西岡　正君）　　　　はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　皆さん、改めましておはようございます。

今日から３日間にわたりまして、12 人の議員の皆さん方から一般質問の通告をいただいております。それぞれ、できるだけ率直に答弁をさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただ、こうしていっぺんに春らしく、暖かくなってきましたので、例年のことなんですけれども、非常に花粉症がひどくなっておりまして、喉をやられております。非常にお聞きぐるしい声になっておりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、まず、最初の岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目の学校跡地の活用にということで、閉校となる小学校の跡地利用についてでございますが、１点目の跡地の利用は考えているのかということでありますが、これまで、再三にわたり申し上げてまいりましたとおり、跡地活用につきましては、地域の皆さんと一緒に考えて、引き続いて地域のよりどころとなるように活用していくという基本方針に変わりはございません。

学校は、子供たちの教育の場とあると同時に、地域コミュニティの拠点としての役割を担ってきたわけであります。学校がなくなったからと言っても地域コミュニティの拠点施設が必要であることは変わりありません。

しかし、学校は、土地、建物合わせて、大変大きな施設でありまして、地域だけで、これを管理、活用することは難しいと考えております。

そのために地域コミュニティのよりどころとしての役割を残しながら、新たな活用を考えていかなければなりません。

町といたしましても、公民館や体験交流施設のような町の施設としての用途や、高齢化が、まだまだ進む中で福祉関連施設としての活用など、また、雇用が生まれるような企業等の誘致ができないかなど、幅広く、これまでにも今、研究を続けております。

現在、江川小学校につきましては、地域づくり協議会の中で、企業誘致を含めた利用について協議をしていただいております。また、中安小学校につきましては、自治会や地域づくり協議会の中で、地域としてどのように取り組むべきかを検討されております。今後

は、実現可能であり、地域にとって一番よい活用方法を地域とともに研究し、活用方法を考えていきたいというふうに思っております。

２点目の教育委員会が、統合問題を進める時に、なぜ町長部局が跡地の利用も同時に進めないかというのご質問でありますが、当然、統合後の利活用について、内部的な研究はしております。しかし、小学校の学校統合は、子供たちにとって、よりよい教育とは何かの視点に立って、保護者の方をはじめ地域の方々と何度も協議を重ねる中で、統合という方向性を見出していただいたものであります。一方で、跡地利用を進めるためには、行政が一方的に進めることはできません。地域の意向を踏まえながら、関係者が互いに合意形成を図る必要がございます。従って、統合という方向性が出ていない中で、跡地利用を地域とともに考えることは、かえって混乱を招くというふうに思います。一部の校区では、組織を立ち上げているところもございますが、施設の跡地、また、施設の利活用ということだけではなくて、幅広く地域の活性化について協議がなされていくというふうに認識をいたしております。

３点目の、教育委員会が、学校統合説明会にこうなるまで、なぜ手を打たなかったかとのご質問でございますが、これは、日本の国の急激な社会変革に起因する問題でもあろうかと思います。戦後の高度成長、経済成長時代から、日本の社会構造は、進学や就職など活躍の場を求める若者の地方から都市への流出が続いてきたことに加えて、生活が豊かになり、いわゆる成熟社会を迎える中で、晩婚化と結婚をしない若者、未婚化率が大変増えてきたことによって、少子化、また、高齢化が進み、特に、地方の中山間地におきましては、過疎化が急激に進んでいったわけであります。

佐用町も例外でなく、そのため合併以前から長年にかけて、いろいろな過疎対策に取り組んできたところでありますが、現在も、その過疎対策、取り組みは、大変重要な課題であることは変わりありません。

日本の社会構造として、人口が今後減少してくことは避けられない状況にありますので、その現実を踏まえて、将来のまちづくりを考えるということ、これは重要であろうかと思います。

まず、若者の定住を考えた時、就職の雇用の場が必要となります。佐用町といたしましては、町内だけでなくて、西播磨圏域として、播磨科学公園都市への企業誘致を県とともに取り組んでおり、少しずつ、その成果は上がっております。今後も引き続き、兵庫県、企業庁、公益財団法人ひょうご産業活性化センターなどの関係機関と連携を図りながら、企業立地の促進にも努めていきたいというふうに考えております。

また、住宅対策につきましては、宅地造成事業の実施による有料宅地の提供や、町営住宅の運営など、地道に取り組むことが肝心であろうと考えております。

例えば、定住促進住宅へ入居される新婚、子育て、単身勤労者世帯につきましては、使用料を安価に設定するとともに、従来は収入要件で町営住宅へ入居できなかった新婚世帯や子育て世代の入居についても収入基準を緩和することにより入居をしていただいて、若者世代の定住対策を進めております。

その他、さよう子育て支援センターを中核として、平成 22 年度から町民相互で子育てを支えあうファミリーサポートセンター事業も実施しており、若者、子育て世代の側面的な生活支援を図っているほか、乳幼児医療の対象を、昨年７月から中学校３年生まで拡充し、所得制限の緩和等を行うなど、経済的な支援を通じて、子育て環境の整備と若者、子育て世代が暮らしやすい、子育てしやすいまちづくりを推進しております。

これらの施策も、特に若い世代の定住対策に関する重要な施策であると考えております。

さらに光ファイバー網を敷設し、都市部に劣らない情報通信環境の整備も図ることに加えて、ＪＲ姫新線の新型車両の導入と高速化などのインフラ整備も定住のための魅力ある

まちづくりの一環として取り組んでまいりました。
これまでの議会でも述べてきておりますが、人口減少や過疎化に特効薬はございません。これまで同様、住民と行政の協働の中で知恵を出し合い、福祉、医療、教育、経済など、バランスのとれたまちづくりを推進しながら、町の将来を築いていくことが重要であると考えております。
４点目の学校は、その地域の文化であり地域の宝である。子供の数が減って、統合はやむを得ないとしても、その地域が寂しくならないことは考えているのかとのご質問でございますが、先ほど、跡地の活用ということについては、お答えをさせていただいたとおりであります。
地域活性化の取り組みの例といたしましては、都市との交流促進や地域資源を生かして、町外から観光客を呼び込むなどが考えられますが、３点目の質問でもお答えしましたとおり、地域づくり協議会を中心として、町が支援しながら、取り組みを推進しているところでございます。また、町では、地域づくり協議会による地域活性化に向けた取り組みを総合的に支援するために、地域活性化支援会議を設置しております。この会議は、副町長を議長として６課、３支所及び教育委員会の 11 名で構成をしております。主な役割は、地域づくりに関するアドバイスや、この地域にどのような支援が必要であるかなどの状況把握及び地域づくり協議会と町の調整等を行っております。また、地域づくり協議会から派遣要請があれば、農業施策、福祉施策など地域が取り組む事業に対応した知識を持った職員を派遣し、研修会、勉強会等により、地域の皆さんと一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。さらに、地域での協議が進む中においては、職員によるワーキングチームにより、支援する体制も考えております。
５点目の、地域とのそういう懇談会は、１回でももったのかとのご質問でございますが、江川小学校については、江川地域づくり協議会を中心として調査研究が進められており、企画防災課の協議会担当者を通じて情報交換等を行っております。また、中安小学校については、地域での方向性について協議がされている段階でございます。なお幕山地域づくり協議会では、企画防災課と上月支所の職員が、幕山小学校区・幕山保育園規模適正化懇談会地域部会などに出席をしております。今後、地域において学校跡地の利活用に関する協議が進められるよう、行政として地域との合意形成を図ってまいりたいというふうに考えております。
６点目の久崎小学校や幕山小学校も来年度と聞いているが、今から跡地利用もどうするかということを、今やっているのかということでございますが、現段階においては、５点目にお答えしましたことのほか、町としても、企業誘致のための他市町の利活用の事例や優遇制度等についての調査研究もしているところであります。
７点目の保育園の場合は、小学校ほど慌てて統合を急がなければならないのかとのご質問でございますが、佐用町におきましては、保育園は、子供たちの保育と同時に幼児教育を担っております。特に幼児教育、就学前教育の重要性を考えた時に、小学校、保育園との連携が必要であり、小学校、保育園同時に統合についても考えていくことが望ましいと思っております。
昨年 11 月 25 日開催の学校・保育園規模適正化調査特別委員会にて、保育園の統廃合の状況を報告しているところでございますが、佐用・江川保育園規模適正化協議会と長谷・平福・石井保育園規模適正化協議会において、平成 26 年３月 31 日をもって閉園とし、新保育園として佐用保育園と利神保育園を４月１日に開園することに決定しております。
また、上月地域におきましては、小学校と合同で開催しております幕山小学校区・幕山保育園規模適正化懇談会は、平成 26 年１月、上月小学校区・上月保育園規模適正化懇談

会と久崎小学校区・久崎保育園規模適正化懇談会は、平成 26 年２月に、それぞれ幕山・上月・久崎保育園の３園を、平成 27 年４月の統合を目指すことを決定し、平成 26 年４月又は５月に幕山・上月・久崎保育園規模適正化協議会を設置することになっております。

南光地域における中安・徳久保育園の状況でございますが、基本的課題等の統廃合の形式等について、引き続き協議・検討していくこととなっております。

以上、現在の状況を報告させていただきましたが、保育園の統廃合は、保育園規模適正化計画により平成23年度より小学校と合同で推進を図ってまいっております。

委員会・懇談会では、委員の皆様から統廃合に係る保育サービスと幼児教育の充実などを十分協議・検討していただき、統廃合の方向性を示していただいたところであります。

また、統廃合の方向性が決まりますと、統合に向けた保育園規模適正化協議会を設置し、さらに協議会内には、専門部会を構成し課題解決に向けた協議を進めており、統廃合に際しての基本的な課題項目を各委員が一つ一つ慎重に協議・検討をしているところでございます。

８点目の、三河小学校や利神小学校等も、当然、今から跡地利用を考えているかとのご質問でありますが、先ほどご説明したとおり、統合という方向性が出ていない中で、跡地利用を考えることは、できません。

９点目の町民の方から、跡地にこんなものを誘致したらどうかの話はなかったのかとご質問でございますが、個人的なお話としては、２、３聞いておりますけれども、跡地活用については、地域づくり協議会を中心として、地域のご意見をいただきながら、地域とともに考えていきます。

現在のところ協議が既に行われている地域もございますが、具体的な検討は、これからであります。今後、その検討には、ある程度の時間がかかることは、これはやむを得ないというふうに考えております。

以上、この場での答弁といたします。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　今、町長の説明の中でですね、光ファイバー網も引いて、そういうふうにしておるということでございますけれど、徳島県のですね、神山町におきましてはですね、ＩＴが、やっぱりそういう光ファイバーを引くことによってですね、企業なり人を呼ぶということで成功事例、いわゆる外部から、その神山町に入って来られてですね、こういうふうに、いわゆる成功例として言われておりますけれども、そこらへんについては、ご存知でありますか。

議長（西岡　正君）　　　　はい。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　町長。はい。

町長（庵逧典章君）　　　　神山町、いろいろな施策、取り組んでおられることは、私らも情報としては知っておりますから。はい。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　やはりですね、そういう佐用も光ファイバー網も引いたりしてですね、やはり空き家がたくさん増えてきておるわけでございます。そういう空き家をですね、町がリフォームの分の材料代ぐらいは出してでもですね、やはり外部の人が、インターネットというんはですね、東京におっても佐用におっても同じように瞬時にしてですね発信できてですね、いわゆる外国とでもやり取りできるというすごい代物でございますのでね、ですから、そういうことを、やはり念頭に置きながらですね、やっていくというんも、一つはまた、研究していただきたい。このように思います。

いわゆる都市部からね、いわゆる佐用町におみえになった方が空き家があって入ったと。300 万円入れてリフォームしたけれど、持ち主が、

議長（西岡　正君）　　　　ちょっと、質問の内容が、ちょっと違うと思うので、通告どおりやってください。空き家の関係は入っておりませんので。

３番（岡本義次君）　　　　その一環として聞いてもらったらいいんですけれど、どう言うんですか、ある集落行った時にね、たくさんの方亡くなって、10 年もすれば、この消滅してしまうと。学校跡地のほうへ、例えば集合住宅のような格好で、その村の人等入れていただいたら、その村の今住んでおる家とかね、畑、田んぼも、その町から来た人にでも入ってもらったらいいというような案もありましたし、また、中にはですね、地域の好きなようにせいというのであれば、また、学校を戻したいというような人もありました。中にはね。ですから、やっぱり、佐用から若者がいなくなるということは、雇用の場がなくなってですね、収入を得ることによって、そこに住めないような状態の中で出て行ってしまうと。ですから、若者を、どうしたら残すことができるんかということをですね、今、町長の説明の中ですね、ある程度、そういうことも考えてやっておるということでございますけれど、どこらへんまでですね、そういう、例えば、企業なり働きかけいうんですか、そういうようなことが、事実回られたりしてあったんかどうか、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長。

町長（庵逧典章君）　　　　これまで、先ほど申しましたように、日本の社会全体がですね、そういう経済成長、経済の高度成長期の中で、都市部、また、企業も海外へも展開をしていくという状況の中でね、今、空き家があるとか、跡地があるから、そこを活用ということ、これは、それぞれの企業活動の方が、そこに大きなメリットがないと、これは企業としても、そういう実際、企業をそこに設置するということはできないわけです。

ですから、町として、今、そういう企業が来ていただきやすいような環境をつくるという努力はしていきますけどもね、私が、個人的に、じゃあ、どの企業に来てくださいとか、どうなりますかというようなところまで、これは、なかなか探せるということは難しい。

そういうお話をいただければ、町としての、また、今まででも努力をして、これまででも誘致をした例はあります。

ですから、それを受け入れる環境はつくっていかなきゃ、税制面でありますとかね、また、町が来ていただいた時に、その企業とともに信頼関係をつくっていくとか、そういうことの努力はしてきたわけです。
ですから、今、岡本議員が言われるようにね、じゃあ、どんなことをしたのかと。企業それぞれに個人個人に、セールスしてきて回ってきたのかと言われますと、そういうところまでは、当然、できておりません。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　どういうんですか、行政につきましてはね、やはりある程度、税制的に有利な面がありますし、そしてですね、土地を確保したとしても民間の場合であれば、取得税なり、いわゆる固定資産税が要るわけでございます。
しかし、役場の場合においてはですね、それら登記の分まで含めてですね、そういう無料でやれるわけでございますんでね、そういうことを考えた時に、やはりですね、ある程度の条件を出しながらですね、インターネットなんかで、こういうことを日本に知らしめるというのか、お知らせすることによってね、ずっとインターネット見てでも、ああ、こういう条件があるのなら、ちょっと話してみよかとか、ちょっと、そういう乗ってみよかという方が、中にはね、あるかも分かりません。ですから、そういうインターネットを通じてでも、そういうような計らいというのはされておりますか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長。

町長（庵逧典章君）　　　　町にですね、そういう、その受け入れるような、いろいろな材料が生まれてくれば、当然それはインターネット等でお知らせをして誘致をすると。
今後、当然この学校の跡地等の活用につきましてもですね、これは既に、そういうその、こういう学校跡地の活用がありますということをですね、それは、いろんなところに紹介するような町の、佐用町のインターネットの欄にですね、町の紹介をするというようなこともしておりますし、今後、そういう募集をですね、するというようなことも、これも考えております。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　考えておるということじゃなくてですね、佐用の中で、早速、それらを入れてね、動画的なものも含めてですね、やっていただきたいと思います。
それからですね、今、町長の説明の中でね、いわゆる統合が決まらないのに、そういうようなとこまでは、ちょっということでございますけれどね、しかし、やはり、その統合問題を教育委員会が進めておると同時に、やはり町長部局としてもですね、そういう地域の方と、そういう懇談会を持ってですね、やっぱりやっていかないと、地域の方にとってはですね、そういう自分たちの宝物であり、その学校の文化であるのがなくなるというこ

とは、ぽっかり心の中に穴が開いてですね、寂しい思いがするという。
　そしたら、例えば、例えばですよ、江川なり、その中安が廃校になった後ですね、皆さん、このように努力することによってね、例え、30 人の方が働けるような場なりですね、そういうことを、町が考えた時に、企業が進出するかどうかも含めてです。ですから、そしたら、若者がそうやって、そこに残って、結婚し、保育園の子なり、また、小学校の子も増えてくるということでございますんでね、教育委員会が説明に行かれた時にですね、私も、全部が全部説明に回っておりませんけれど、３、４回回った時に、必ず出た言葉が、今、言うたように、町長がね、累々、幼児教育とか、子育てセンターとか、そういう、いろいろなことをやって、定住促進もやっておると。こういう、確か、やられた実績もあって、いいことなんですけれど、その時にね、なぜ、そういうように、教育委員会が進めよる時にね、やはりそういうことがあればですね、地域の方も安心してですね、ほな、学校へ行くんだけれど、若者が、そこで働く場所なり、何か、その地域の。
　次に、説明しますけれど、特産物のね、そういうことをすることによって、若者が残って、佐用に残れるというようなことがあればね、やっぱり安心感いうのが出てくるんだと思うんですよ。
　そこらへんについては、私は、やはり学校の統合は、はっきり決まってからということであれば、ちょっと、何ぼか、１オクターブか、２オクターブぐらい遅れておるんじゃないかと。やはり、そういう一つの危機感持ってですね、やはり同時に進めていくというぐらいにやっていかなければあかんのんじゃないかなと思いますんですけれど、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逧典章君）　　　　やっぱり、こういう課題、いろいろなものを、その学校教育と、また、地域のこういう活性化とか、地域のよりどころ、コミュニティとか、こういう問題はね、確かに一緒に一体的なものであることは間違いないと思います。
　ただ、それを一つの、今段階として話をしていく中でですね、いろんなものを、ことが、皆さんの思いというのは、いろいろと立場、立場で違いますから、やはり教育の問題ということで、学校の統合というのは考えてきたわけです。
　ですから、そういう学校の統合が、なぜ、教育上必要なのかということが、やっぱり皆さんの理解を得られた中で、じゃあ学校が統合されれば廃校になる学校が出てくる。じゃあ、その学校の跡地というのは、どういうふうに今後、活用していくのか。地域に、また、生かしていくのかと。新たな活用方法を考えていく。
　これは、やはり私は、時間がかかっても、私は、いいと思っています。
　これまでも、私は、利神小学校の統合を、ずっと手がけてきました。その時にも学校統合ということについて、まず、皆さんが、必要であるという答えが出た中で、各地域に、それぞれ地域での協議会をつくっていただいて、皆さんが、後どうしようかということを、みんなで一緒に考えて、２年、３年かかってですね、その問題の解決に取り組んできたわけです。やっぱり、その取り組みということが、今後の地域づくりに必要な取り組みでありまして、その学校の統合問題を話し合う場にですね、じゃあ、跡地をどうするんかということが先行していくようなことでは、これは、私は逆だというふうに思います。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　　例えばね、今年生まれた子が、広報でも見ていただいたら分かりますようにですね、毎月、５、６人の方が生まれて、お亡くなりになる方がですね、20 人、30 人と、そういうように、段々、段々、佐用の町が、坂を転げ落ちるような格好の中で、すぼんでいってしまっておるわけですね。

ですから、今年生まれた子供が、トータルで１年間で何人ということであれば、７年後、８年後にはですね、小学校１年生に何人なるということ分かるわけですね。

ですから、特別多くの方が、流出、または流入ということがない限りね、そういうことでは、推計いうんか、見通しがきくわけなんですよ。

ですから、そこらへんについてもね、やはり一つは、やっぱり危機感持ってですね、どうしたら、この佐用町に少しでも若者、30 人でも、20 人でも、５人でも、外へ出ていかないためにもね、どうするかということがね、一番大事なことだと。それには、やはり、働く職の確保、また、収入の確保を、やっぱり町が優先的に考えてですね、やって、町が経営せいというんじゃないんですよ、一つの、そういう道筋をつけてですね、やはり、そういうことを積極的にですね、やっていただきたい。このように思っております。

ですから、町長部局としてはですね、合併した当時、315 人とかですね、多くの職員抱えてですね、今も 270 人の、そういう多くの立派なスタッフがおりますんでね、それなんかなり、また、我々議会の者も、さらに勉強してですね、インターネット使い、町長部局の幹部の方、一般、若い人もね、今年３人採用された中で、神戸大学とか、また、過去にも広島大や岡山大とか関学とか、また、一般の高校生の方でも立派な優秀な方が、いっぱい入っていらっしゃるんですよ。ですから、そういう方に、一つのね、やはり今の仕事以外にもテーマを持たせて、若者がどうしたら、佐用の町がよくなるかということもですね、若い人は、海面が水を吸収するように、頭柔らかいし、何ぼでも入ってくると。そういう時にこそですね、いろいろなものの中で勉強してですね、お互いに佐用の町が少しでもよくなるように、また、頑張っていただきたい。このように思っております。

この統合跡地の分につきましては、以上といたします。

それから二つ目のですね、特産物の発掘にどれだけ力を入れているのかということに移らせていただきます。

先月ですね、佐用地鶏の進捗について、商工会や佐用高等学校や生産者の方や関係者の方の報告を受けました。そこで、次のことを町長に伺います。

一つ、26 年度予算で特産物の支援予算はいくらぐらいでしょうか。

二つ、もち大豆みそのように、ブランド化いうんですか、有名にするために次の何かを考えていらっしゃいますか。

三つ、特産物の各部会はどんな部会があるのでしょうか。

四つ、それらの生産者は何人ぐらいの方が、年間売り上げは幾らぐらいされておりますか。

一つ、それらの方の支援はどれくらいされておりますか。

一つ、産官学ということで大阪大学といなかのえんげ等で、留学生が佐用にきてもらって、長いおつき合いがあります。ですから、その留学生じゃなくてですね、大阪大学等に、やはり、そういうつき合いの中でですね、呼びかけたりしながらですね、そういう姫路の工大も、近くにございますんでね、そういうようなとこと、やはりですね、活性化のためにね、いろいろな知恵をもらって、そういうことを考えてみたらいかがでしょうか。そこらへんについて、お伺いしたいと思います。

議長（西岡　正君）　　　　それでは、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、次の特産物の発掘にどれだけ力を入れているかというご質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目の 26 年度の予算で特産物の支援予算はいくらであるかということでございますが、平成 26 年度における特産物の支援に関係した予算といたしましては、概ね 5,000 万円余りを計上いたしております。

その内容は、農業振興団体の育成経費から、戦略作物の種子代、特産品の商標登録や加工所の機器経費までの支援を行っているわけでありまして、例えば、もち大豆に 860 万、ひまわりの栽培に 330 万円、そばに 280 万円ぐらいを毎年、例年、こういう形で助成も行ってきております。

２点目の、もち大豆みそのように、ブランド化し有名にするために、次の何かを考えているのかとの問いでございますが、自然薯やジャンボピーマン、三日月高原ぶどうなどの既にブランド化をした農作物のほか、桃やブルーベリー、ナス、チンゲンサイ、栗など。

また、加工品にあっては、もち大豆みそのほか、もち大豆味噌だれやもち大豆の豆腐、ひまわり油、ひまわりドレッシング、三日月味噌、三日月そば、コンニャク、豆乳プリン、おからかりんとう、そばかりんとうなど各加工所での、いろいろと研究、努力をしていただいて、商品が数多くございますので、さらなる販売の拡大に向けて支援を行っていきたいと考えております。

また、さよう地鶏や鹿肉の特産品化についても努力もしているところであります。

後継者育成支援事業助成金を、さよう地鶏・鹿肉の特産品開発費用として助成し、さよう地鶏は食文化研究会、鹿肉は商工会青年部が調査研究・試作・広報活動等に活用されております。

今後におきましては、佐用特産のひまわりの油かすを与えるなどによる、さよう地鶏の特産品化や鹿肉による食と観光の活用が図れないかなど、各団体において試作・研究が進められております活動に、町といたしましても支援と協力をしていきたいと考えております。

続きまして、３点目の特産品の各部会はどんな部会があるのかということでございますが、平成 25 年度現在、助成を行っております農業振興団体は、30 団体ございます。部会には、同じものを生産する者で結成した佐用あさぎり茶生産部会、自然薯部会などがあり、出荷先を JA とする酒米部会やコシヒカリ部会、出荷先を直売所とする平成福の市直売部会、ふれあいの里上月生産者協議会、味わいの里三日月生産出荷部会などがございます。

４点目の、それらの生産者は何人ぐらいの方が、また、年間売り上げは幾らぐらいかということでございますが、町が助成を行っています団体の延べ人数は約 860 人ぐらいでございます。

ただ、その方々の売り上げについては、個人の所得でございますので、詳細は分かりませんが、ふれあい上月の生産者部会で 2,200 万円ぐらい。三日月の味わいの里三日月の生産出荷部会で 3,200 万円ぐらい。また、ＪＡの直売所部会があるんですけれども、そこで 3,500 万円ぐらいというふうに、今、推計をしております。

５点目の、それらの方の支援はどれくらいかということでございますが、町からの支援は、各部会の活動や助成が必要な状況を確認し、支援をいたしておりますので、一律幾らといった支援は行っておりません。総額で活動助成として 380 万円を予算化いたしてお

ります。
６点目の産官学と言う事で大阪大学といなかのえんげで、留学生が佐用に来て、長いおつき合いがあるが、佐用に年間来てもらい特産物のことや佐用の活性化のために考えてもらう、知恵をもらう、そういうことを考えてみたらどうですかということでございますが、いなかのえんげは、大阪大学に来られた留学生の方が、佐用の田舎暮らしを体験し、佐用町民とふれあう機会を持つ、交流事業でございます。
事業は、国際交流協会によって、長く続けていただいておりますけれども、来られる留学生は単年度１回で終わりますので、留学生との、個人との長いつき合いはございません。そのような、短期滞在の方に、町のいろいろな活動について協力を依頼することはできませんが、大学とのいろんな交流、また、若い人たちが佐用町に、いろいろな、若い人たちの目でですね、佐用町に対して、いろんなご意見をいただく、そういうことは、これはありがたいなというふうに思います。
以上、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　私の、ちょっと言い方が足りなかったですね。
私は、大阪大学の留学生にということじゃなくってですね、やはり大阪大学と、そうやってやっている以上ですね、大阪大学の農学部なり、ほかの学生、部局の人でもね、日本に住んでいらっしゃる方が、そういう呼びかけすることによって、また、兵庫県立大学もですね、近くにありますんでね、そういう若い学生たちが、勉強しておることを一緒にですね、また、企業でも呼びかけることによって、ある程度、スポンサー的なことによってですね、やっぱり、ある程度、ここまできたら、企業の方にもね、参加してもらうというんか、協力いただくことによってですね、こういう一つのことをやっていくということが、大事じゃないかと思っております。
それから、長野県なんですね、川上村って、またこれ、インターネットで見ていただいたら分かるわけなんですけれど、そこは、レタスとか白菜とか、たくさんつくってですね、１戸当たり 1,000 万円とか 2,000 万円という所得を上げておると聞いておりますけれど、それらのことについてですね、やはり、そこらへんについては、そういう成功事例もありますんでね、やはり佐用としても、今、たくさんの、いろいろな部会がですね、自然薯とかぶどうとか、ひまわりとか、それから豆腐の、そういう、いろいろるる申されましたけれどね、やはり、そのもち大豆みそという一つのブランドができてですね、西宮ガーデンズとか神戸のほうや、また、姫路のね、じばさんびるなんかにも置いていらっしゃるん分かります。そして、好評とも聞いておりますんですね、そこらへんについて、やはり、これはですね一朝一夕にはできません。
しかし、地道に頑張って研究を重ねることによってね、さよう地鶏でもおいしいものができつつありますのでね、それらが、もっと、どう言うんですか、消費が増えて、また、町内だけじゃなくって、町外の方にも引き合いがあって、また、生産も佐用高校と一緒になってですね、そういう研究もし、そういうひまわり油かすも食べたりして、どう言うんですか、もっともっと発展できるようにということで、こういう特産物いうんはね、確か、難しい面があると思いますけれど、そうやって、各部会の方がね、頑張って汗流していらっしゃるいうことに対しては、やはり、そういう町としても支援というんは、してあげていただきたいと思います。

それからですね、大規模が１町以上で 84 名、6,497 アール。担い手 222 名で、1,846 アールでですね、1,845 万円の補助が出ておるわけでございます。そうした時にね、そういう田んぼの場合はいいんです。野菜づくりといかいうんは、１ヘクタール以上というのは、なかなか、そういう方、少ないと思います。そこらへんについてはですね、そういう方たちも、徐々にですね、広げていくためにはですね、ある程度、補助が必要じゃないかと思うんですが、そこらへんについては、いかがでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逧典章君）　　　こうして今、お話しましたようにですね、種子代とかですね、そういう、その後いろいろと、議員のほかの方からも質問をいただいておりますけれども、その生産するためのですね、ビニールハウスとか、そういうものをですね、町としては支援もしておりますし、こうした部会にも、活動助成という形でですね、毎年、助成をして、いろいろと研究もしていただくという形を取っております。

ただ、土地の休耕田、こういう土地をですね、集約をして、その土地を守るためにですね、今、大規模農家、また、専業農家が土地を預けた時に、町としても、その土地に対してですね、これは受けていただく方に対して支援を行っているということでありますのでね、その土地は、別に田んぼ、稲作だけではなくって、一部、その中でも野菜を、そういう生産、野菜をつくったりということもされておりますのでね、それは、それとして、今後も支援をしていかなきゃいけいないと思っております。

ただ、今後、若い人たちがですね、新たな農業の専業として考えていただく、そういう取り組みをしていただくというようなことを、町としても支援をしていかなきゃいけない。その時についてはですね、そういう、その、どういう支援をしていくのか。これは、新たに、また、こういう施策というものを、町としての制度をつくっていかなきゃいけないなと。その点は、考えております。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　前にね、私が、前の一般の質問の中でですね、やっぱり漢方薬とかいうことで、申し上げたところ、そういう話が県のほうからも来ておってですね、この間、実は、なた豆いうんですか、それの部会があって、そういう、いろいろな体によいということで、そういうことが進みつつあるということは、一歩前進であると思います。これだけ休耕田いうんか、畑や田んぼが荒れてくる中でですね、やはり、そういう製薬会社等のアドバイス受けながらですね、そういう一つの漢方薬的な、そういう生産ができればね、これから佐用も、そういう長野県の川上村のように、所得が上がることによって、何も街へ若者が出てしまわずにでも、残ってでも、そういうことに取り組めるということで、役場のほうも頑張っていただきたいと思います。

この点については、以上といたします。

それから、３点目のですね、上月パーキングエリアについてということで、今、町内において災害河川復興の工事が至るところで行われております。それに伴い、たくさんの土砂がですね、ドンドン出てきており、佐用坂の土砂捨て場に運ばれております。そこで、

次のことを町長に伺います。
一つ、上月の中国道のですね、上月パーキングエリアの下の空き地を町が買い上げ、県の河川の土砂をそこへ埋め立ててもらうことによって、パーキングを広げると。そして、充実させることによって、いわゆる佐用町だけじゃなくって、多くの方が通られる中国道の町外の方を引きとめるということですね。
それから、土砂は、県が長谷の申山のようにですね、埋め立てしてくれたらですね、店を入れたり、特産物や石油スタンドの人が、少しはですね、雇用の場もできたりしてですね、徳久につくるよりは、私は、年間を通しても、お客が充実するのかなと思いますが、そこらへんについては、いかがでしょうか。

議長（西岡　正君）　　　　は、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、最後のご質問で、上月のパーキングエリアについて、この上月パーキングエリア周辺の空き地を、町で買収して、河川の残土で埋め立てて、パーキンエリアを広げて拡充してはどうかと。
また、パーキングエリアには、町の特産品の販売所やガソリンスタンドを設置して、雇用の場の創出を行うとともに地域活性化が図れるのではないかということでございますが、まず、そのような事業を実施していくためには、非常に難しい手続きが必要ということで、手続きの問題がございます。
高速道路区域内のパーキングエリアを拡大拡充することは、当然、町だけでできることではなくて、中国自動車道を管理する NEXCO 西日本との協議・調整が必要であり、これは容易に実現できることではございません。
また、河川復興事業は終盤を迎えており、残土処分をする場所は、既に決まっており、今から、そういう場所を設けても、そこに処分することはできません。
その他、上月パーキングエリアの拡大・拡充を行うにあたって、最も重要なのは、そこが、高い収益性が見込まれるかという点でありますが、上月パーキングエリアの東側には加西、西側には勝央と、既に規模の大きいサービスエリアが設置されておりまして、交通量の面から見ても上月パーキングの拡大・拡充は、NEXCO 西日本としてもできない状況ではないかと思います。
一方、徳久バイパス沿線上に検討している直売所施設は、佐用町の農業や地域経済、観光を担う施設としての検討を進めております。これが、実現できれば、毎年 10 万人が訪れる南光ひまわり祭りの会場にも近いため、多くの利用が見込まれるとともに、ひまわり畑に加えて、佐用町の魅力を発信できる施設になるのではないかというふうにも考えているところであります。
以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、時間が少なくなりましたので、お含みの上、お願いします。
はい、岡本義次議員。

３番（岡本義次君）　　　　佐用町はですね、南北にですね、智頭鉄道、373 号線、鳥取道。東西にですね、姫新線、中国自動車道と佐用インター等があります。国道 179 号線、交通

要所にも恵まれてですね、今、軍師官兵衛やっておりますように、福原城、上月城を手に入れることによって、中国領開くということを言われておりますんでね、こういう交通のいいところの便でございますんで、今、最後のを迎えておるということでございますけれど、小赤松や大酒でも、これから久崎の下でも大きな掘削がとり行われようとしております。

ですから、県がしてくれるのであればですね、両側に、そういうパーキングがあるとはいえですね、充実させることによってね、また、佐用町の上月パーキングが少しでもよくなってくるのじゃないかと思います。

ですから、なかなかいっぺんにはいきません。しかし、町長はですね、皆さんから税金を集める徴収権、そして町民のため、町民の幸せのために使う執行権もございますんでですね、やはり、そういう、そして多くの部下を持っています。ですから、そういうことをにらみながらですね、やはり皆さんと、将来３年、５年先を見据えてでもいいと思うんですよ。ですから、いっぺんにはできませんが、徐々に、やっぱり佐用の町をよくするためにね、やっていただきたい。このように思っております。

町長が、何もかもというんはですね、町長は、仕事が忙しくてね、全部手が回りません。ですから、副町長、総務課長、各幹部の方含めてですね、一般の社員もドンドン、そのテーマを与えてね、佐用の町がよくなるように考えていただきたいと思っております。

今日は、この質問、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（西岡　正君）　　　　岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、４番、敏森正勝議員の発言を許可いたします。

〔４番　敏森正勝君　登壇〕

４番（敏森正勝君）　　　　４番議席の敏森でございます。

昨年３月に教育行政の柱が重要課題として質問しましたが、今回は、人としての思いやりの心、時にはともに支え合う心が必要であり、道徳教育の大切さについて伺います。

教育の原点とは何か、昔から読み、書き、そろばんと言われていますが、それにプラスして聞く、話すことが現在では重要なことではないでしょうか。それらの基本を教えるところが学校であり、家庭であります。

学校は、児童・生徒を預かるだけの場所ではなく、人間としての価値を高め、将来の有望ある人物に育てるための基礎づくりの学校であり、学校生活の中で、競争心が生まれ互いに競り合い、仲間をつくり、助け合い、決めたことに従うのが、人間社会のルールではなかろうかと思います。

昔は、不登校児童。生徒はほとんどなく、歯を食いしばってでも出席していたが、現在は、いじめがあり不登校児童・生徒が後を絶たないように思えてなりません。それでは、教育のあり方が指摘されるのではないか不安であります。

是々非々の分別がつかない人に育ててはならず、自分の気持ちをしっかりと話すことのできる児童・生徒であってほしい。

いじめがなければ不登校も減る。勉強にも力が入る。道徳教育の大切さが必要であります。

いじめイコール不登校となってはならないが、学校教育の中で、どのように対応されているか伺います。

また、子供の養育による家族の虐待があってはならない。

いじめ、虐待は、人として、こころのよりどころが間違ったところに居座っていては、

教育は成り立たない。虐待は見えないところにある。町内で何件現状を把握されているか伺います。
以上、この場での質問といたします。

議長（西岡　正君）　　　　　　はい、それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長　勝山　剛君　登壇〕

教育長（勝山　剛君）　　　　それでは、敏森議員のご質問にお答えさせていただきます。
まず、現在の佐用町の長期欠席児童・生徒の状況についてお話させていただきます。
県教育委員会の調査により、年間欠席日数が 30 日を超える場合不登校としております。平成 26 年２月末現在、佐用町内の小学校においては、ゼロ件です。一方、中学校では、９名が不登校として報告しております。
そのうち、適応指導教室や保健室登校、欠席は多いものの登校している者は６名ございます。ほとんど学校等に登校できていない生徒は、３名であります。
学校に行けなくなった原因は、様々です。いじめや友人関係など、また、家庭生活等、多岐にわたっております。これが原因で不登校になったというようなことが、なかなかはっきりしない場合もございます。複合的な様々な原因があり、学校へ行けなくなっているように考えております。
みんなと一緒に同じことをするというのが日本文化のよいところでもあるとも考えられますが、しかしながら、みんなと一緒に同じことをすることに疲れてしまう子供たちがいるのも現実であります。周囲の空気を読むこと。また、周りを気にしながら生活することに気を使い、人との人間関係づくりに大変心労を感じている姿が多く見受けられます。
原因が、複合的な様々なことがある中で、その原因を探り、一つでも児童・生徒への精神的な負担を減らせるように学校や関係機関が一体となって原因を探り、それを取り除けるように、今後も連携していきたいと考えております。
いじめに対しては、定期的なアンケートの実施や休み時間等の児童生徒の観察などを行い、以前にも増して、児童生徒の小さな変化にも対応できる体制をつくるよう指導しておるところでございます。
いじめかもしれない事案を見つけた時には、当事者同士から話を聞いたり、場合によっては家庭にも連絡したり、事実確認等を積極的に行い、早期対応を図っているところであります。
今年度は、３件のいじめの報告を受けておりましたが、指導後に一定の区切りをつけ、経過を観察しておるところでございます。現時点では学校へも登校し、通常の生活を送っております。２月末時点では、新たに問題行動としてのいじめの報告は受理しておりません。
以前より、いじめについては、早期発見・早期対応・早期解決に向け迅速な対応をするよう各学校への指導を徹底しておるところでございます。
そのような中で、敏森議員がおっしゃいますように、道徳教育の充実は、いじめ、不登校の現状の解決につがなる重要な教育活動と捉えております。道徳教育は、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をもち、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を養うものと捉えています。
人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動のあり方について、児童・生徒の発達の段階を考慮して体験的・実践的な活動を通して学ばせる必要があると考えていま

す。
道徳教育は、授業の１時間といった限定した時間ではなく、学校教育活動全体を通じて行うものと思っております。特に、地域の方々とのふれあいなど様々な「人」「もの」とふれあう体験活動等を通して、自立心や自らを律する心、ルールや決まりを主体的に遵守する心や態度、集団生活の中で「がまんする心」の育成に努めているところです。
教材としては、兵庫県版の副読本や教師自らが作成した自主教材等を含め、心に響く魅力的な教材を開発・活用し道徳の時間の充実を図っているところでございます。
最後に、虐待についてのご質問でございましたが、子育て支援センターの管轄ではございますが、２月末現在、８件、10 人を把握しているとの回答を得ております。関係専門機関と連携し、子育て支援センターからも家庭訪問等を定期的に行うなど、また、学校の担任等も家庭訪問するなど、個別の事案ごとに、適切かつ迅速に対応し、今後も継続した指導観察を行っていきます。
思いやりの大切さ等を学ぶ道徳の時間での学びと、仲間をつくり、助け合い、時には競争し合う中で、人間社会のルール等を具体的に学ぶ道徳的実践の場である体験を両輪として、調和のとれた道徳教育を、さらに推進するよう、今後も指導してまいりたいと思います。
以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　　同じようなことを、何べんも繰り返し聞くことがあろうかと思いますが、よろしくお願いします。
一人の子に対して、昔でいう悪さを集団で行う。それがいじめの始まりではないかなというふうに思います。
でも、最近は、そうでなくって、見て笑うとか、そういうようなことも一つの中に含まれるのではないかなというふうに思います。
いじめは、いじめイコール不登校となってはならないと言いましたけれど、一昨年７月頃に聞きましたことと、また、昨年の３月にも同じことを聞いたわけでございますが、同じ件数で、その当時は同じであったなというふうには思ったんですが、先ほどの話の中で、件数は非常に少なくなったんではないかなというふうに思います。改善は、大分できたんではないかなというふうには思いますけれども。
もう一つは、不登校の場合、親が説得して学校へ行ったとしても、学校及びクラスの中で、いじめに対する道徳教育の薄さのために、また、いじめられる。そうすると学校へは絶対行かないとなる。どう対策を考えられますか。そういう時には。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山　剛君）　　　具体的なと言いますか、事例の対応だろうと思うんですけれども、先ほど来、申しておりますが、いじめも、いろんな部分があります。例えば、見て笑うというのは、これは傍観ですね。私が、ちょっと事例、具体的な細かい話はできませんけれども、私が、学校現場で経験したことですけれども、１対１と見れるけんかがあったと。

しかし、結果ですね、いろんな保護者からも１対１ではないよというような話が学校へありまして、ずっとこう周りの子供たちの聞き取りをしますとですね、やっぱり、現実に加勢とまではいかなくてもですね、そういう状況もあったというようなことも、事実、私も、その対応に一週間ほどかかりましたけれども、結果、子供たち、周りの子供たちにも、傍観とか加勢とか、このことが、どういうことなのかということをクラスで考えさせたり、グループで考えさせたり、そういう、やっぱりいろんな課題を持って学校へ来る子供たちがおります。その子供たちの居場所を、どのようにして、学級や学年や学校全体でつくっていくか。これは、本当に簡単なようで、非常に難しい時間がかかることです。

例えば、４月から新しい学年が始まりますけれども、12 カ月あるんですが、実質、学校へ来るのが日数にしたら 180 日、190 日ほどですよね。その中で、長期の休みもありますし、しかし、長期の休みが悪いことじゃないんです。その長期の休みが気分転換になって、新しく気持ちを変えてですね、お互いに、今までにない人間関係、いい人間関係が築けたりですね、そういうことも結果あります。

ですから、やっぱり今、敏森議員が言われたような事例の場合は、さらに学校と親、本人、もう一つは、クラスならクラスの土壌をですね、やっぱり耕していかないとだめということですね。

私たちが学級経営とか、学級づくりだとか、よく言いますけれども、学級目標の中に、支え合う仲間とか、そういうようなね学級目標を掲げて、お互いに自分の意見がしっかりと言えて、それを聞き入れて議論できる、そういう学級を目指すということが基本だろうと、私は、考えております。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　　家庭内において、親が怒るように言えば、親に話したくない。話を聞いてくれる。味方になってくれるおじいちゃん、おばあちゃんにしか話しかけないと。それが、家族全員が同じような言い方をするとどうなるか。孤独になり、自分の味方はないと考えてしまう。そこで、大きな事件となっては困ります。その前に対処しなければなりません。そういった時に、どういうように考えて、どうされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山　剛君）　　　私も、３人の子育てをしてきましたし、私も家内も勤めておりました。祖父母に子供を預けてというんか見てもらって今があるんですけれども、難しいですね。親と祖父母が子育てのことでけんかをしたりですね、恥ずかしいことですけれどもありました。

こんなこと言うたら、ご指摘を受けるかも分かりませんけれども、夫婦げんかも親子げんかも子供の教育の一つになるんではないかという、当時、30 歳過ぎぐらいの時には、そういう気持ちもございました。

しかし、だんだん子供が大きくなるにつけて、やはり子供の前で親子げんかだとか、夫婦げんかというものは、あまりよくないと。できるだけ、やっぱり少なくすべきだという、

そういう気持ちもございました。
私は、祖父母、それから父母で子供を育てるという観点から見れば、一人一人の大人が直に子供にかかわっていっておると、そういう場面が非常に多いんではないかなと思う。私なら私の考えで子供に接している。
けども、家内や祖父母とどういう価値観で子供に指導しているんかと、そういう横のつながりいうのがね、非常にないように思います。
例えば、今、敏森議員言われましたけれども、味方になるって、おじいちゃん、おばあちゃんが味方になるっていうようなね、そういう話もちょっとありましたけれども、おじいちゃん、おばあちゃんも、全てかわいい、かわいいで、孫にあたってはあかんのんではないか。だめなところはだめ。しっかり指導してもらうと。そういう大人の価値観を共有しながら、子供たちに、子供に接していく。このことが、子供の側から立てば、非常に安定した心で生活できるのではないか。そのように、私は、捉えています。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　担任や校長がいじめにあって欠席している児童の家庭に行って、学校行事や日程、あるいは登校するように話かけても登校はしない。なぜか。その子の事情の気持ちに寄り添うことができないからであるのではないかなというふうにも思います。
クラスの友達を家庭に連れて行き、友達のほうから誘い、友達になれさすことが一番の方法と考えられるがどうでしょうか。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山　剛君）　　　まあ、そういうこともあります。
例えば、欠席したら、学校からの連絡事項を友達の家へ持って行って連絡してやるとかですね、そういうことは、最近、最近というか、今も学校、できる範囲でやっております。
しかし、なかなかですね、今、それこそ、児童・生徒が少なくなって、一番近くの子でも１キロ、１キロ半あるとかいうようなことがありますので、どうしても先生が足を運ばざるを得ないというようなことも、現実にあります。
なかなか、学校へ来いよ、来いよ、出て来なさいと言ってもですね、それは、なかなか、その気持ちになるというのは、難しいことでございます。
ですから、また、友達に頼むでと、先生や親が言ってもですね、その友達にとっては、ものすごく負担になるということもね、あるんですよね。
ですから、本当に先生と、それから親御さんと、その子供の意思疎通いうんか、それを十分に図っておかないとですね、なかなか心と心の通じ合いというのか、そういうものができない部分があります。
本当にね、Ａさんは、ちょっとこう家に訪問するだけで、すっと出てきたりする子もおりますし、もう何回も、毎日のように行っても、なかなか、その結果が良にはならない。そういうこともありますので、いろいろと議員おっしゃいますことも、学校は学校なりにですね、その都度、いろんな方策で、これをやって、これがだめだったら、こういう手を打ってみようとか、そういうことは考えてやっている状況でございます。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　　いじめられていたことを知り、いじめていた児童を教師が激怒したと。まあ、怒ったと。そのことを、いじめられていた子が、相手の子を怒らないでほしいと思った。それは、いじめていた児童が自分に倍返しをしられると考えた。また、自分と同じようになっては、その子がかわいそうと考えた。

いろいろと小さいながらも考えていく、普通なれば考えなくてもよいことまで考えるようになる。

教師とすれば、当たり前のように思ったかもしれない。しかし、いじめられていた子は先を読んでいたと。

どう対応すればよいか。人の気持ち、心の持ち方によって、どう捉えればよいか。非常に難しいと思いますが、教育委員会としては、どのように考えますか。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、教育長。

教育長（勝山　剛君）　　　いじめの話になると、私の小さい時のことを思い出します。

先日も、ある会で、こういう話をしたんですけれども、いじめられた経験のある者は、いじめられなくしようと、これは努力します。そして、できるだけ先生の言うこともよく聞こうと、友達の言うこともよく聞こうと、後ろ指を指されないように生活しようと努力するんです。それが、結果、ええ格好しようと。で、何か、分からへんけども、お前はええ格好しよん違うかとかいうことで、いじめられる。

ほんなら、どないして生活したらええんでしょうかと。一つ、そういう場合、いじめられる側からしたら、そういう思いがあるんですね。

それから、もう一つは、いじめられたら、徹底的にいじめた子をやりつけてやろうと思う気持ちと、そうではなしに、やっぱり同級生やとか、同じ学校に通うとんやとか、そういう気持ちも、私はあると思います。

で、しかし、それをいじめた子には、そういう心があるんだよということを知らしてやらないと。また、それを、いじめられている側は、こういう思いを持って、君らを見ているんだよということをですね、しっかりと時間をかけて話をしてやる。そういうことが必要かと思うんです。

私は、高等学校の時も、そういう目に遭いました。けがをして、マスクをして、ちょうど卒業の１カ月ぐらい前だったんです。そろそろ、卒業やなという時に、そういうことに出くわしたわけですけれども、結果、相手の子は、先生に見つかって、いろいろと当時指導されましたけれども、結果、私思ったのは、この子ら、卒業できんのんじゃないかなと。友達。

で、担任の先生と、当時の校長先生に、直接出合って、処分だけはやめてほしい。私の人生もありますからということで、まあまあ、友達、卒業した経緯があります。

今の年になって、たまに会いますけれども、何事もなかったように接することが、私は、非常に幸せだなと思っております。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　　　勉強についていけないから不登校ではなくて、友達との交友関係が悪いから学校が嫌になり不登校になったということが、ほとんどではないかなというふうにも思うわけです。

その子の身になって考えてやる。子供の心裏状態を探れということではないかなというふうに思います。心の裏の状態です。心の持ち方によって、少しのことが何倍にもなって返って来るのではないかなというふうにも思います。

また、人それぞれ考え方が十人十色でありますけれども、共通する考え方もあります。しかし、不登校の結果は同じであれ、原因は、それぞれ違うと。

例えば、子供同士の問題もあれば、教師との問題。また、家庭の問題等があると思います。

あれも、これも手を尽くして学校として教育上の問題は全てやったと言っても、本当にその子との心の道が合致してないから不登校は続くんではないかなというふうにも思います。

教育行政こそ、子供社会全般を支えていく究極のサービスであるというふうにも思います。一方では、教育委員会、または学校側として、どのように心の支えとなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、教育長。

教育長（勝山　剛君）　　　　まず一つは、勉強が嫌で不登校。これが少ないというのか、ないようにおっしゃいましたけれども、あるんですよね。あるんです。ほん２、３日前まで元気で登校して、あの子が一つの模範になるのではないかというような子供でさえ、例えば、夏休み明けの９月、進級テスト、その結果を見て、40 日間勉強した結果が、これぐらいは出るだろうという自分の予測から外れた時に、もう先が見えないと、私は、その経験をさせてもらいました。

経験したことが悪かったんですけれども、しかし、結局、その子は、卒業まで学校へ来ませんでした。相当、お母さん、お父さんとも話して、最後に卒業の時に、お父さん、お母さんが学校へみえらえて、今、やっと子供の心が分かりましたということもおっしゃいました。

ですから、今まで、何もないような子供がですね、どこかで壁にぶち当たった時に、それが乗りきれない。

また、やはり、お父さん、お母さんや、おじいちゃん、おばあちゃん、みんなやっぱり立派な子になってほしいという期待感があるわけですね。それをひしひしと、毎日受けながら、子供は学校へ通っているという、そういうこともあるということですね。

それから、交友関係あります。いじめは、なかなか人が見ている時、学校でも目に映るような状況の中でのいじめいうのは、なかなか見えません。どうしても視線というのか、分からないところでというのが、これは大方の出来事だろうと思われます。

ですから、敏森議員がおっしゃりますように、心の裏を、どう見抜いていくか。見つけていくか。察知していくか。これが、学校では毎日の記録であったり、また、個人的な面

接であったり、グループのグループ面接であったり、保護者を交えての三者面談であったり、また、中学校でありましたら、部活動のミーティングであったり、そういう、いろんなですね、場面場面の中で、子供同士が察知したり、教師が、その場にいて、どうも口数が少なかったとか、いや、どうもうつむきかげんであったとか、いやいや、人が話を聞く時に、どうも注意散漫で、何か落ち着かない様子だったとか、そういうことを察知しながら、次の手立てを踏んでいくという、そういうことの繰り返しであります。

結果的に言えば、それが、早く察知しなければならないのに、察知できないこともあり得るということです。努力はしているけれども、そういうことが敏感に察知できなかったということも、現実としてございます。

で、学校の先生と、なかなか話ができない。ちょっと違う、環境の違うところでお話したほうがいいというような時には、佐用町も設立していただきました青少年育成センターであるとかですね、不登校、生徒にかかわっては、適応指導教室ほっとルームに出向いていくとかですね、また、中学校、小学校、幕山小学校、今、５人スクールカウンセラーを配置しておりますけれども、そのスクールカウンセラーを活用するとかですね、そういうことの手立てを、今、組んでいるところでございます。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　教育行政や学校としての教師の立場上のことばかりが頭に残り、教師が自分中心に考えていれば、本当の教育とは言えないのではないかなというふうに思います。

休んでいる子だけでなく、学校に出席している子供たちのいじめ問題についての教育、つまり仲間づくりを、どのように指導されているのかなというふうにも思いますし、また、学校内での人間関係が悪いと、学力の低下につながるのではないかなというふうにも思います。

教科書だけの教育が、人間づくりとは言えないし、学校教育とは言えません。

例えば、英語が嫌いだ。それは、先生が嫌いだから英語はしないとか。また、先生を信頼できる、励みになるような先生が子供たちには必要であります。

ちょっと、言い方を変えますと、太陽の道ではなくて、月夜の道になっては不安が残る。また、言いかえれば、心が金や銀でなくても、明るさを取り戻す心が必要ではないかなというふうにも思います。

教科書を主体にした勉強だけが優秀とは言えません。心の勉強が必要であり、先ほどから言っているように教科書に頼る学校にしてはならない。

人の品性、つまり人格をつくり上げるところであり、冷え上がった学校であってはならない。少ない児童・生徒であっても地域に活力がある。そういう学校づくり、社会づくりが必要であると思います。

将来の立役者として先頭に立つ人物をつくり上げるよう努力することが大事ではなかろうかなというふうにも思います。

最近は、自分さえよければ周りがどうであれ知らない。テレビや新聞で、よく報道されているように、事情があるにせよ、親を殺したり、我が子を殺したりで、半世紀前では考えられない状況に思えてなりません。

人間には規則がある。正しい生活がある。話が飛びますが、心が土台になって心を揺るがす字がたくさんありますが、生活を守る、家庭を守る、自分を守るという気持ちを植え

つけることが大事ではないかと思います。
授業にしても、競争心のない授業になってはいないかと思います。グループ討議の形而下にすぎないように思えてならない。
だからこそ、学校社会の仲間意識が必要ではないかなというふうに思います。
人を憎めば相手も憎む。自分に味方を誘い他派をせめる党同伐異のようなことは人間として最低ではないかなというふうに思います。
心の憎しみが人を変える。小さい時から清らかな心を持つ教育になるようにお願いをしたいなというふうに思います。
昨年、３月定例会に、いじめ対策という「ひょうげん」はないとの回答でありましたけれど、対策とは、状況に応じて講ずる方策のことであり、講ずるとは、とりはかる意味であり、方策は手段であります。つまり、とりはかる手立てのことを言います。
そこで、「ひょうげん」がないと言われたんですが、「ひょうげん」とは、言偏に平の評言なのか。あるいは、表にあらわすの表現なのか。二つの言い方がございますが、言偏に平の評言につきましては、批評のことばであって、よいか悪いかということであります。
それから、もう一つの表にあらわすの表現につきましては、思想や感情を表す言葉であります。思想とは、体系的な考え方を言います。いじめの状況判断によって、手立てをする。それが、対策ではなかろうかなというふうに思います。
国語には自信ありませんが、そういったことは違いますでしょうか。どうでしょうか。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい。

教育長（勝山　剛君）　　　　敏森議員おっしゃること、最もだろうと、そのように感じております。
私、学校教育は、国が、文部科学省がですね、学習指導要領、これを出しております。これに基づいて、教科書の採択をしてもらってですね、その教科書を使ってやると。これは、一つの決められたことですので、これはしっかりやる。
で、国語は、例えば、小学校１年生だったら何時間とか、道徳教育だったら、小学校１年生は 34 時間、１年生は 34 時間です。２年生から中学校３年生までは、35 時間、これは決まっておるわけですよね。これに合うように時間割編成をしていって、きっちりやっていくと。その中で、本当に教育いうのは、敏森議員も言われるように、ロボットがするんじゃないんですから、人と人との関係なんです。先生を嫌ったら勉強できなくなる。しかし、不思議なことで、先生は嫌っているんだけれども、英語が好きだからいうて英語が伸びる。こういう子も中にはおるわけです。ですから、一人一人、子供の気持ちいうのは違うわけです。
先生が、どれだけ教師、人間としての生き様や、そういうものを、その教科で指導の中に組み入れていくか。また、休憩時間だとか、昼の時間だとか、放課後だとか、どれだけ人間として接してやるか。このことがですね、学校教育活動全体のよさなんですよね。それを、これからも、ドンドン充実させていきたいということ一つです。
それから、自然学校であるとか、トライやる・ウィークであるとか、各学校によっては、奉仕作業、廃品回収等もしているとこありますけれども、あれは、全て大人と地域との子供とのふれあいの場なんです。交わりの場なんです。いかに二人グループで廃品回収に来ましたと、何か出してもらうものはないですかと言うて、戸をたたく。ものを言う。このことが、人間形成の一つの手段なんですよね。

ですから、一つ一つ機械的にするのではなくって、もう一度、自然学校は自然学校の目的、トライやる・ウィークの目的、廃品回収の目的、奉仕作業の目的、これを私たち大人がしっかりと捉えながら、ただ単に、もう早くやろうやじゃなくって、しっかり時間いっぱい何を目的にするかということを、毎年しっかりと見直して、新しいことを 10 のうち、一つでもいい。この方向でいこうということを考えながら、進めていくことが、私は、非常に大事ではないかなと、そんなふうに考えております。以上です。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　先ほどから何回も言っているように、いじめは子供社会だけでなく大人でもいじめがあります。面と向かって言うのではなく、こそこそと人に広める。そしてすぐ、告げ口をする。自分が不利な状況を見たなら、人をけなす。けなす言うたら、言い方が悪いかもしれませんが、人を悪く言う。人間として非常に恥ずかしい。もう一度、そういうことを考えを改めるべきではないかなというふうにも思います。

そういう人間に、大人にならないように、教育のあり方を見つめ、見直してみる必要があるのではないかなというふうにも思います。

次に、虐待でありますけれども、最近共稼ぎの家庭が多く、子供をひとり夜遅くまで留守番をさせ、帰ってくれば１日の疲れがあり、子供に当たる。そして、ご飯を食べさせない。それに似たケースが、虐待として頻度を増していくといったことが、考えられますけれども、教育上の観点から、どう考えられますか。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、教育長。

教育長（勝山　剛君）　　まず、虐待についてですけれども、法が施行されて、学校でのですね、教職員が早期発見、発見した時には、必ず通報、通告する。これが義務付けられております。そういう面でですね、子供たちの変化、例えば、あざをつくってないかとか、今まできちっとした服装で来ていたのに、だんだん服装が乱れてくるとか、いろんな、まず外見から感じ取るという、そういうことを常々、学校に指導したり、学校は、そのことを、しっかりと守ってくれておると。行ってくれておると、そのように信じております。

で、今、言いまいた８件あるんですけれども、全て、状況が違います。全て違います。子供さんたちも、いろんな生活行動、気になる子もおりますけれども、そうじゃなくって、非常に学校の生活は落ち着いているんだけれども、そういう虐待として捉えられる。そういう子供さんもおられます。

で、教育委員会も、特に室長、それから指導主事も配置していただきましたので、この３名を中心に子育て支援センター、それから青少年育成センター、これ、また学校と、それから、姫路のこども家庭センターですね、このへんとの連携を取りながら、ケース会議をしたりですね、学校として、どうあるべきなのか。

また、家庭には、どういう指導を継続してするべきなのかいうようなことを、共通理解を図りながら、今、それぞれの個々の対応をしております。以上です。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　　　ある雑誌に載っておりましたが、保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為を保護者が行う心理的虐待通告がある。

また、家庭の状況や養育の状況を確認する中で、改めて虐待として分類すべき相談が含まれている可能性も否定できない。社会的システムの中で、現場で相談にあたる児童相談所、市町職員の意識も問われる必要があると。そして、子供虐待の発見、顕在化がとどまっては、子供の生命、成長、発達を保証するために、発見後の対応を整備・拡充される必要があることを忘れてはならない。家族による虐待への対応は社会の責務であると書いてありましたが、虐待にも、いろいろなケースが考えられますけれど、早く見抜くことが子供にとって幸せの道につながるのではないかなというふうにも思います。

行政が少子化問題を取り上げ、子供は宝として養育に援助すれば、親の責任でなく行政に養育を委ねるようになる。まあ、任せるようになると。

そこで、自分の子でありながら、責任は人に押しつける形になってしまいます。それで、いいのかなというふうにも思うわけですが、どういうふうに思われますか。

〔教育長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい。

教育長（勝山　剛君）　　　　子供を育てるのはもう、親が責任持って育てるのが、これ基本であります。

しかし、先ほど来出ていますように、虐待で一番怖いのは命を奪われるというのか、そういう記事もたくさん最近目にしますけれども、そういう中で、それぞれ関係の施設ですね、そこへ一時保護したり、長期で保護し、環境を変えてやるということですね。

最近の話ですけれども、小学校の４年生前後の子供が、やっぱり施設のほうが僕には向いとうみたいというような言葉を発したということの報告も受けました。非常に残念でなりません。

で、じゃあ、親子で生活しているところへ、どこまで、どこまで教師が入って行って、話ができるんか。私も若い時ですが、離婚の話が出た家の女生徒を担任しておりましたが、もうドンドン、ドンドン落ち込んでいきます。じゃあ、どこまで担任として入って行けるんか。ものすごく親と話する時に怒られました。先生の関係ないだろうと、机たたいて怒られました。

けど、私は、お父さん、お母さんの関係を、どうのこうの、一言も言ってませんよ。私が担任している子供はかわいそうなんです。見ておれんのんですということだけ言って帰ったんですが、その後、お父さんもお母さんも申し訳なかったという話をされたことがあります。

今、まさに学校の先生は、どこまでそれぞれの家庭の、子供たちの家庭の玄関のドアをたたいたらいいのか、非常に迷っている状況もあるんではないかなと想像します。

しかし、教師として、何とか目の前の自分の担任の子供をしてやりたいという思いは、佐用町の教育を携ってくれる教職員は、全ての者が持っていると、私は信じております。

教育はもう、前向きな熱意しかないと。それこそが、人と人とのつながりをつくるんだと、そういうことも、ちょっと過言かも分かりませんけれども、思いとしてはございます。

〔敏森君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、敏森正勝議員。

４番（敏森正勝君）　　　　　社会の原点は、教育にある。それを忘れてはならないというふうに思います。

虐待を引き起こしている家族を排除ではなくて包摂こそ、虐待対応の鍵の一つではないかなというふうに思います。

半世紀前には、貧しくて親が食べなくても子供には食べさせていた。現在はどうですか。物が豊富で四季が分からない今では、親の口に先に入る考えが、全く逆転しているように思います。

僕は、そういうような考え方を、最近思いました。

子供の心を分かってやれないのが、残念でならないというふうにも思います。それは、子供心に親に甘えたい。しかし、自分の心を分かってもらえない。そのような時に熱を出したり、構ってもらいたいし、親の気持ちと子供の気持ちが合わないために虐待に遭うことがないとは言えないのではないかなというふうにも、今、思います。

昨年、３月の定例会にも、年齢別称号のことも聞きましたが、15 歳では志学と言います。志に学ぶと書くんですけれども、志学と言い、義務教育を卒業の時でありますが、40 歳では不惑と言い、子供も大きくなりお金もたくさん使うようになる。自分も仕事の中心人物で難しい状態にあるために、子供にはかかっていられない。そういったことが、家庭内のいじめの対象になったり、虐待として生まれてくるのではないかなというふうにも思います。

歯科保健センターの 8020 運動も全国的に知られましたが、佐用町教委も郡教委が前身であり、統合教育委員会として全国的に知られて教育委員会であったことは言うまでもありません。

佐用町教委発、いじめ・虐待イコールゼロを目指し、県下一だけでなく、全国一を目指してほしいなというふうに思います。

また、教育の場も人を救う場としても、強い企望と意志を持って頑張っていただきたいなというふうに思います。強い「きぼう」とは、企業の企に望むという考え方のほうでお願いをしたいなというふうに思います。

最後に、人間、誰も同じであり、能力が無限大であっても努力が足りない。努力の差があるから考えも違う。それは、気持ちの持ち方にあるというふうに思います。進んで頑張ろうという気持ちがなければ前に進まない。

学校での社会づくり、勉強できる環境づくり、そして人の守るべき正道、つまり道徳教育が大切であります。

不登校がない環境、それには何が大事か。ものが言える間隔がないようにしなければ本当の教育とは言えないと。本当の教育とはどこにあるのか。それが自分らしく生きるために個々の心の中にあると思います。

以上、あと４分でありますので、終わらさせていただきたいなというふうに思います。

議長（西岡　正君）　　　　　敏森正勝議員の発言は終わりました。

ここでお諮りします。昼食等のため午後１時 15 分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡　正君）　　　　ご異議なしと認めます。よって、そのように決します。

午前１１時５５分　休憩

午後０１時１５分　再開

議長（西岡　正君）　　　　それでは、休憩を解き会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
11 番、大下吉三郎議員の発言を許可いたします。

〔11 番　大下吉三郎君　登壇〕

11 番（大下吉三郎君）　　　11 番議席の大下吉三郎でございます。
昨今、本当に春らしくなってきました。梅の花もほころび、山の木々もですね、芽を出す準備をしております今日この頃ですが、私は、今期最後の一般質問を、町長に伺っていきたいなと、このように思っております。
３点ほど質問いたしますが、この場での質問は、笹ヶ丘公園の中にですね、グラウンドゴルフ場をつくっていただけないかと、このようなことについて、町長に伺っていきたいと思います。
私は、以前に、このようなことを町長と会話したことがございます。そういった中で、グラウンドゴルフも、また、ゲートボールも、老人、または若い人たちもいろんな形でされておるということの中で、笹ヶ丘の一つの資金源にもなり得ます、そういったグラウンドゴルフ場を、そこに設ければ、また、昼食も集客もできるのではないかと、このように思いまして、このことを最後にお聞きしたいと思っております。
同僚議員の中からも、このようなことが、一度話されたように思っております。そのようなことにつきまして、町長に、これからお伺いをしていきたい。
ましてや、笹ヶ丘公園につきましては、町民の憩いの場でもありますし、また、４月からは新たに中華料理等も献立ができるやに聞いております。そういった中で、そのようなことができれば、集客が方々から来るのではないかなと、私は、鳥取のほうの、そういったところまで行って、そのグラウンドゴルフ場の形状なりを見させてもらいました。
できれば、そのような形の中で、それができれば幸いかなと、このように思っております。
後は、自席のほうで、また、質問をしたいと思います。この場での質問を終わります。

議長（西岡　正君）　　　　それでは、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、大下議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。
まず、笹ヶ丘公園内のグラウンドゴルフ場建設についてということでありますが、この笹ヶ丘公園内のですね、土地の利用につきましては、以前にも大下議員からも、そして平成 20 年の 12 月に山田議員からの旧リバーサイド跡地のグラウンドの有効活用はどうかというようなご質問をいただいた折にですね、跡地の利用計画につきましては、笹ヶ丘荘の経営面と跡地の利活用の面からの検討をするように担当課に指示しており、利用に当た

っては、以前に利用されていた地域の皆さんとも相談をさせていただきながら、グランドゴルフ等に使っていただけたらと思い、そのような形での整備を行っていきたいと考えておりますというですね、お答えをさせていただいたと記憶しております。

平成 21 年８月にですね、調査設計の入札指名業者も決定をしていたわけでありますけれども、台風９号の豪雨災害によりまして、その利用計画は棚上げとなっております。その後、ご存知のように河川改修工事によりまして、グラウンドのほとんどは河川用地となりまして、一部の土地が駐車場用地として利用できただけの状態となっております。

今後におきましては、笹ヶ丘公園周辺での河川工事の影響範囲も、だいたい確定をいたしましたので、未利用地として残っている、仮設住宅用地として利用してまいりました、旧リバーサイドの建物跡地の利用等を含めて、利用についてですね、改めて考えたいと思っております。

しかしながら、用地面積が狭いことと、これが斜面に位置していることから、活用方法が限られることも考えられますので、グランドゴルフ場としての活用は難しいかもしれませんが、河川改修によりまして、笹ヶ丘から久崎にかけた河川の管理道を活用した周遊散策道などのですね、河川公園の一部としての利用をし、町民の憩の場としてとともに、笹ヶ丘荘の経営の後押しとなるような土地利用計画ができたらなというふうにも考えているところであります。

今後、いろいろと検討してまいりますので、皆さんからの、また、いろんなご意見等をお聞かせいただければというふうに思っております。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大下君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、大下吉三郎議員。

11 番（大下吉三郎君）　　　はい、ありがとうございました。

町長おっしゃるようにですね、私も、そのようなことを嬉しく思っておりました。

しかしながら、先ほど、町長言われたようにですね、台風９号の襲来という形の中で、それよりも復旧が大事という格好の中で、私も、それは、それなりに了解して、今日まで辛抱しております。

ただしながら、台風もですね、あと１年、今年１年というふうな格好の中で、だいた目鼻がつくということも２度、３度にわたって、こんな被害があったわけですから、当然、そのような有効活用ができる場所もですね、あまりなくなってきたということでございますが、昨日も、実は、町長おっしゃいましたリバーサイドの跡地に上がってみました。

こちらから見れば、小さな土地かなと思うんですけど、上がってみれば、案外広いわけでして、あそこは２段になっております。

そのような傾斜を利用する中、また、もう少し、掘削の中で、そういった広場はできるのではないかなと思ったり、いろいろと、その今後については、設計をすれば、だいたいの形状が分かりますが、鳥取のほうも、泊のほうに行ってですね、あそこは本格的までも言えませんけれども、芝張って、そのような形の形状をつくってですね、皆さんで楽しまれておると。私の集落の老人の方も、あそこへ２、３回行ってですね、楽しんで来られておるという状況であり、先だっても、三石、和気のほうにですね、バスで迎えに来てもらって行って、食事をして帰ったというような、最近は、ゲートボールもしかりながら、グラウンドゴルフもですね、広く親しまれて利用者が案外多いわけです。

そういった中で、今、町長、おっしゃっていただきましたようなことが可能になってくることを望んでおります。

それと同時に笹ヶ丘公園という一つの佐用郡にただ一つしかない、そういったすばらしい公園である。それの利用もですね、笹ヶ丘荘も利用していただき、また、４月からは、中華料理等もできるんだということで、町長もおっしゃっておりますように、そういった集客が、その場でできるのではないかなと、そのように思っております。

グラウンドゴルフ場については、あの施設、上の施設を利用して、今も、あちこちから、相当来ておるということは事実です。そういった中で、グラウンドゴルフというものも、年寄りの本当に唯一の楽しみとして、広く交流がなされ、楽しまれておるということであります。

この内容につきましては、いろいろな本格的な、そういったものはできないとしても、ミニチュアの、そういった芝を張り、それらしきようなものをつくればですね、皆さんが楽しまれる。ほかの地域からも、ドンドン来るであろうと、このように思います。

で、あの場所的には、町長、いろんな形で構想はあるようですけれども、私としても、町長のおっしゃります周遊的なというようなコースも利用しながらですね、そういった笹ヶ丘を全体が、そういったものに有効活用ができるということになってきますと、なおよいものができてくるのではないかと、このように思っております。

災害も落ち着いた中での、そういった施設も、やっぱり人の集まる笹ヶ丘というものにしていけばいいかなと、このように思っております。

その中で、町長にお伺いするわけですけれども、確かに、運動場もですね、ああいった形で河川になってしまいまして、私は、半分ぐらいは残るのかなと思っておったんですけれども、それが、残念ながら、全て河川敷になってしまい、そこで、アウトドアでも、キャンプでもできるのではないかとも思ったりしておりますが、今後の活用についても、町としても、我々としても検討していきたいと、このように思っております。

もう少し、その周遊コースというのが、私自身も、まだ、どういうものなのか。もう少し具体的におっしゃっていただければ、嬉しいかなと思うんですが、よろしくお願いします。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁。

町長（庵逧典章君）　　　　笹ヶ丘の土地につきましては、傾斜地でもありまして、なかなか平地が少ない。ああして、桜とかですね、そういう公園にして、滑り台がありですね、ああした屋内の競技場が、いろんな形で使える多目的な広場がありですね、いろんな方に、楽しく、町民の憩の場として活用していただきたいと。その中で、ああした災害の中で、河川の改修工事と同時にですね、遊歩道、歩道がですね、国道側にも立派な歩道を設置していただきました。

それから、久崎につきましても、ああして周辺、千種川本流側も、また、佐用川側もですね、管理道が非常に広くですね、取っていただいて、先般も、地域の皆さん方が、子供たちと一緒に、桜の記念植樹をしていただいてですね、以前にありましたような河川沿いのですね、桜並木等をですね、また、復活をしていこうという取り組みもしていただき、そして、途中合流点にはですね、河川公園、記念公園もですね、県としても考えようということで、今、計画をしていただいている。

そういう笹ヶ丘の公園。そして、新しい河川公園。途中の、その管理道における、ずっ

と桜並木とかですね、そういうものを、うまく周遊、つないでですね、今、健康づくりとか、また、やっぱり子ども会なんかが行っているような駅伝大会でありますとかね、そういう、その健康づくりも含めた憩いのコースとしてですね、ウォーキングをしたり、楽しく使う、特に、今日のようにですね、非常に気候がよくなってきて、外に出て楽しめる。そういう河川を親しみながら楽しめるようなものがつくっていきたいと、そういうふうに基本的に考えております。

そうは言っても、ある程度のが駐車場が要りますのでね、やっぱり笹ヶ丘と、途中、駐車場が取れるような拠点がないとですね、たくさんの方が集まってという催しもできませんので、やはり、この笹ヶ丘の今までの公園、整備をしてきた、これを一つ拠点として考えていきたい。それによって、笹ヶ丘荘においてもですね、来られた方が、食事をしていただいたり、休んでいただいたりね、遠くから来ていただいた人は泊まっていただくと。

笹ヶ丘荘の経営についても、非常に厳しい状況にありますので、そういう、その新しい利用者も増やしていかなきゃいけない。

そういうことで、限られた土地なんですけれども、いろんなことができる、多目的なものにね、やっぱりしていきたいということで、基本的には考えております。

その中での、周遊する散策道、右岸側と左岸側、ぐるりっとね、周遊すれば、距離的にも３キロ、４キロのコースが可能ではないかなというふうに思っております。

〔大下君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、大下吉三郎議員。

11 番（大下吉三郎君）　　　　町長、おっしゃることはですね、私の頭の中には、だいたい描けております。ルート等については。

そういった中で、これから先だっても小学生が桜を植えてくださったと。ええ記念になっておろうかと思います。

それで、新しい堤ができたりしてですね、確かに、そういった遊歩道については、100点ができるのではないかと、すばらしい公園、河川公園ができるのではないかと、このように思って喜んでおるわけですが、いずれにしても、今日は、グラウンドゴルフもできるということでありますし、そのあたりも含めて、今後、そういった河川公園とともに、それが楽しめて、遊べるところも一部含めてですね、そういった例のリバーサイドの跡地でも、少し広げて作業すれば、立派なコースができると、このように、私思っております。

そのようなことも含めて、これから町長のほうも、一つ力になっていただき、皆さんが、皆、楽しみにしておるわけですから、まだできへんのか、できへんのかというような声も聞いておりますけれど、それよりも、復興、河川、それぞれ台風の復旧・復興が大事なんだということで、今日まで話をしてきております。

このようなことは、今後、町長としてもやってやろうという計画を挙げて、具体的に、今後取り組もうという姿勢でありますので、よろしくお願いしたいと思い、また、笹ヶ丘の集客の一助になればと、このように強く、私は思っております。

そのようなことで、このグラウンドゴルフ場等々については、町長にも、さらにお願いを申し上げ、建設的な意見でもって、これが完遂できますように、一つこの場でお願いをしておきます。楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、一応、この場で終わりますが、その次に、移ります。

学校給食の野菜づくり等々につきまして、生産者へのハウス等の建設に補助金をもう少し出してくれないかと思っております。

このことについて、我々議会としても、地域の方もですね、地産地消をすごく望まれておりますし、それらの部会の方たちについてもですね、そういった極力地産地消してほしいということが、常に言われているわけですけれども、なかなか、その地産地消と言いましても、非常に難しいことであります。
そこで、私は、学校給食という、多く子供たちに食材を提供できる、そういったことを、この我々地域からですね、つくれないかなと。再度、考えを新たにしていかないかなと思っておるわけです。
佐用郡の蔬菜グループなり、ハウスグループはですね、ハウスグループは 20 名ほどが、今、一所懸命取り組んでおり、35 ぐらいなハウスが立っております。しかしながら、一つのハウスをですね、だいたい 40 メーターのハウスを一棟つくりますと、町からは、今、30 万円１棟につき出ておろうかと思うんですけれども、だいたい 40 メーターのハウスで 102、103 万円かかるということです。
それらについて、ハウスがなければ、ずっとそれぞれの四季、四季、また月、月にですね、そういった野菜を、給食の野菜を提供するということになりますと、それぞれ多い人で４ハウスぐらいが最高。だいたい１ハウスでもって、そういった、いろんな野菜をされているわけですけれども、いかんせん学校給食ということになりますと、いろいろな野菜が必要になってきます。偏った野菜ではなく、通年、それぞれ出荷ができるというようなものでなくてはいけません。
ハウス部会のほうにつきましても、若干、そういった地元で使っていただける、学校へも給食に使っていただける野菜もつくっていますけれども、なかなか、量が限られておりまして、そう使われておりません。
で、先だって、給食センターのほうから、資料を、ちょっといただきました。これにつきましても、今度、新たに行かれた所長からですね、いろいろと、じきじきに生産者にお願いを申し上げて取り寄せておるというようなことがあります。
ほとんどが、それぞれの市場のほうから取り寄せている材料がほとんどです。地元から、本当に使われておるいうのは、(聴取不能)、20 パー、30 パー未満というのが現状であります。
できれば、そういったハウス部会なり蔬菜グループ等々について、これらの食材は、全ていつでも、こういった形でかなうんだという方向をですね、やっぱり佐用としても、町としても取り組まなければいけないのかなと。
そのためには、１棟つくっておられるハウスは、もう１棟して２棟にし、２棟の人は３棟にしというような格好の中で、いろいろな、そういった野菜が、そういった中でできると、つくれるというものにしないと、今、35 棟ほどあるわけですけれども、それでは、なかなか、いろいろなものがつくっていけないと。
ましてや、こういった山間地については、冬場は一番大変であると。テントもですね、ナイロンも二重に張らなけば保温が保てないというのが現状であります。
そういうような中で、中に火を入れたり、いろいろとして野菜が傷まないようにやっているのが、今、佐用郡の状態です。
特に、最近、金近ですかね、あそこで梅本さんて方が、そういったハウス等に取り組んでいただいております。この方たちも、専属で一生懸命やられておる中で、もう少し、そのような協力が得られるならば、もっともっと私は、つくっていけるということの話もあります。
そういうようなことで、これから、じゃあ、どれぐらい補助したらいいんだということになるんですけれども、金額等については、今、既に１棟で 30 万円という形の中では、いただいておりますけれども、もう少し上げていただいて、本当にそういった佐用郡の給

食センターに、そういった方たちが、また、おじいちゃん、おばあちゃんが、キュウリなら、キュウリをつくったものが、ドンドン、そこに使っていただけるというようなことを、ＪＡさんとも共同でですね、そういうようなものを、とにかく取り組むということが必要でありまして、かけ声だけでは、なかなか生産者もやっていけないというのが現状ですので、そのあたり町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（西岡　正君）　　　　　それでは、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　　次の２点目のご質問で、学校給食の地産地消、また、それにかかわる生産者の方のハウス栽培に対するハウスに対する補助金というものを強化をしていただきたいというご質問であります。

学校給食における地産地消につきましては、以前から、いろいろとご質問もいただきながら、お答えさせていただいておりますけれども、佐用町におきましても、ご承知のとおり、学校給食センターをですね建設して以来、積極的に取り組みを進めているところであります。

現在は、旬の露地物の野菜を中心に利用している状況でございますけれども、町内産の野菜等の占める割合率は、現在約 30 パーセントということになっております。

給食への町内産食材の使用率を、今後、向上させるためには、旬以外の時期にも出荷をしていただけるように、ＪＡ兵庫西とハウス栽培での取り組みの協議を行っているところであります。

年間を通して野菜を生産しようといたしますと、ビニールハウスなどの園芸施設が当然必要となりますが、その施設設置費用が、今、お話のように高額となるために、生産者の負担が大きくて容易に取り組むことが難しい状況でありますので、佐用町におきましても、以前から農林関係の補助金交付要綱において、ビニールハウス施設整備事業を、その交付要綱に設けておりまして、条件はあるものの１個人あたり２棟までの整備費を補助できる制度といたしております。

これには、ＪＡもですね、補助をしていただくということになっておりましたけれども、今、金額がですね、幾らになっているかというのは把握をしておりません。町としては、約 30 万円の補助をいたしております。

町内におきまして、今、農業振興団体の一つでありますハウス部会に加盟をされている方が、20 人の方がおられまして、今、35 棟ほどと言われましたけれども、実際、全てが生産されているかどうか分からないんですけれども、設置要綱に基づいて設置したハウスは 58 棟ということの状況になってます。

ただ、これも、いわゆるパイプとビニールでできておりますので、簡易なものでありますので、やはり非常に傷みも早いということでありまして、なかなか長く永久的に使えるものではございません。

今後ですね、特産としての野菜づくりを推進するためにも、また、地産地消を推進していくためにも、積極的に事業拡大に取り組みまして、特に、ハウス栽培を展開する意欲のある農業者には、支援を強化をしていくような施策を考えていきたいと思っております。

いろいろな、そこで生産される物も多様化をしていただかなければなりませんし、また、量の拡大もしていかなければならないということでありまして、できればですね、これから農業を一つの仕事として取り組んでいただけるような若い農業者の育成を支援するためにもですね、そうしたハウス等、農業生産施設への町としての支援、こういう点について

は、今後、十分検討していきたい。また、支援を強化していくような方向で考えていきたいというふうに考えている所であります。
以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大下君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、大下吉三郎議員。

11番（大下吉三郎君）　　はい、ありがとうございます。
町長、58棟ということを言われたんです。これは、加盟してない方のものも含めて58棟ですか。僕は、そのように理解しておるんですけれども。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原　武君）　　58棟は、農業共済で保険をかけていただいておる、そういった棟数でございます。

〔大下君「そうですね」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原　武君）　　はい。

〔大下君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、大下吉三郎議員。

11番（大下吉三郎君）　　私が確認しておるのは、ハウス部会の中でのものが35棟と、部会に入っておられる方がね。それから、入ってない人も、たくさんあるということは、理解しております。
いずれにしても、だいたい給食センターがですね、年間使われておるのが、種類にしますと20種類の野菜ですね。これが、町長言われましたように、地元では、約30パー未満が利用しております。
特に、昨年はですね、所長変わられてから、田辺氏が向こうに行っているわけですけれども、独自で所長がですね、個人の契約等々していきまして、いろいろと8種類ぐらいな野菜をですね、独自に入れております。非常にいいことであります。
そういった形で取り組んだのが72パーセントとか、68とか、28とか、47、25、25、30、100パーセントといったような独自に所長が行って話して納めていただいたりしておるのが、そのような結果になっております。
いずれにしても、直接部会からですね、そんなところに行かなくっても、部会としては、姫路の中央市場のほうに、野菜をドンドン出されておるということです。
そこから、また、逆輸入ではないですけれども、仕入れて来ておるのが実情であると、だから、自分のつくったものが、一旦姫路へ行って、姫路から、また、逆に買って来られておると。納入されておるというふうな現実であります。
ひとつ、そのあたりをですね、直接、センターとの取り引きがなされるようにですね、

これからも、できれば非常に嬉しいなと。
　そのためには、そういったハウスもですね、これから、いろいろと勤めておられた方も定年になりしてですね、田畑の荒廃が進む中で、そういったハウスを一つ、二つ、そういったものに利用できれば、退職者の方も、それに専念ができて、市場が潤うのではないかなと、このように私は思っております。
　いずれにしても、こういった一つのきっかけはですね、やはり町がやれという指示が出ない限り、または、そういった補助が出ない限り、なかなか思いたちができません。ましてや、資本としても１棟につき 100 万円以上がかかるということでありますので、そう簡単に思い切られるものではないと思っております。
　そういった中に、６割がたでも、４割がたでも補助ができればですね、嬉しいかなと、このように思うわけです。
　そして、契約栽培ができれば、ハウス部会なら、ハウス部会とＪＡを含めて、そういった一つの食材を確保すれば、ドンドン地産地消というものにつながっていき、いいのものができるんじゃないかなと。
　わざわざ、姫路中央市場に卸して、それから逆に入って来るのではなくして、単価も、また、そこで歩合がですね、もっと安くなるはずですから、そういったものを、もっともっと利用してほしいと。
　いずれにしても、市場のほうから取り寄せているのが、70 パーセントのものが、向こうで食材を買っておると。30 は、地元のものしかないという逆になってくるのではないかなと、このように私思いまして、今後ですね、そういったハウス等ついても、こういった気候の温暖でない寒冷地でありするような中で、テントもよく傷むと。だいたい、４年ぐらいでナイロンを、ビニールを張りかえせざるを得ない。
　で、まして、冬場を越させるものについては、二重のナイロンを張ると。屋根をつくるというようなことで、金額は、それでも数万円かかるようです。１棟にね。
　そのようなことで、今後、よろしくお願いしたいなと思います。
　それと同時にですね、トンネル栽培もやりたいということです。トンネル栽培につきましても、徳島のほうに行きますと、トンネル栽培で、ドンドンもうけておると。それは、一つの野菜を、ドンドン、トンネル栽培の中でつくっておるということです。
　それで、トンネル栽培についても、１棟３万円、４万円あれば、トンネルができると。それで、どうにか、人が入って、草取りができる程度の、こういうったトンネル栽培をやって蔬菜部会は金をもうけると、だいたい年間１人が 500 万円から 600 万円は軽く上がっておるというようなことであります。
　そのようなことで、蔬菜グループも先だってですね、そこのほうに研修に行かれたと聞いております。
　いずれにしても、こういった作業の中で田畑が荒廃する、また、する方がいないという方の畑をお借りして、ドンドンそういったものがつくれればいいんじゃないかな。それの、とにかく種まきを、町がやれという指示がないと、なかなか思いたちができない。ましてや、その市場というものを、確保した上での、そういった一つの取り組みをですね、思い切って、やっぱりやるべきじゃないかなと。
　ただ、地産地消というだけでは、かけ声だけでは、全く前に進まないというのが現状であります。
　何事にしても、小さいことは、指示をポンと思い切って出してやる。それに対して、補助もつけてやると。
　で、だめであれば、また、そういった結果はだめとして、また、新しい手段を取り組んでいくと、そういう一つの展開をですね、やっていかないと、こういった、これからの郡

内は、非常に難しくなっていくんかなと。
　そのためには、こういったものはＪＡとも手を組んで協力しながら、ひとつ自分たちのものは自分たちで消化していく。ましてや今度、徳久トンネルの出たところには、そういうゾーンをつくるんだと、商業ゾーンをつくるんだということであれば、なおさら、そういったものの、ものを今から計画して取り組んでいく必要があろうかと思います。
　町長、このへんについて、どうお考えでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい。

町長（庵逧典章君）　　　　給食センターで使う量というのは、ある程度、量が決められます。その量だけで生産コストがですね十分賄えるかというと、実際、生産量というのは、ある程度の量を確保していかないとですね、生産者にとって、そこに経営的な観点からみればですね、なかなか設備をつくり、施設をつくってですね、補助金が出たとしてもね、生産、１年中生産していくということにはできない。そのために、市場とのですね、兼ね合いも出てくるわけです。
　ですから、町が、こういうものつくりなさい。こういうことしたらということは、いろいろと一緒に研究しながらしたとしてもですね、これまでにも、これがいいから、これをつくったらということで、普及所あたりもですね、推奨していくと。
　実際、でも、どこともがよくって、みんなが生産してしまうとですね、過剰生産になってしまって、価格が暴落したりですね、なかなか経営的に、これがまた、赤字になってしまうというようなことを、これまでも、やっぱり繰り返してきている例があるわけですね。
　ですから、なかなか、町として、確実に、引き取れる給食センターのような形で年間、これぐらいな品目を、これぐらな量で生産していただけませんかという中で、今、ある程度の何人かは、それに沿ってですね、納入していただいていますし、ただ、それは給食センターだけではなくって、いろいろな直売所に出したりですね、また、ＪＡのほうにも出荷したりというような形を取られているのではないかと思いますので、そこが、生産、町として、自信を持って、これだけのものをやっていただければ、これだけの価格で、これだけの年間売り上げができますということが言えないというのが、この農業の非常に難しいところだというふうに思っております。
　ただ、どっちにしてもですね、定年、一つの仕事を終えられて農業に、定年後の仕事として取り組まれて、年金をもらいながら農業もやろうという形で、その売り上げについても、それほど、大きくを望まない人にとってはね、一つの健康づくりも含めた農業ということにも、これも農業としての形としては、いいかもしれませんけれども、やはり、農業を主体として経営をして生活をし、家庭を支えて行こうとすればですね、ある程度の、当然必要な販売量を確保していかなきゃいけない。そこが、今、非常に佐用町にとって難しい状況ではないかなと思っております。
　先ほども質問があった中でですね、佐用町内の今、直売所での年間の売り上げを見ていただきますとですね、2,000万円から3,000万円の売り上げであります。
　今、そういうハウス部会なり、生産者、そういう出荷部会なり、一人一人の、その年間の所得なり売り上げでみるとですね、額としては、そんなに大きいものではないということは、お分かりだと思います。
　このへんをですね、今後、どこまで拡大をしていけるか。それによって、また、新たな農業に取り組む人の道を開いていけるか。このへんが、非常に今、大切な課題ではないか

なと思っております。以上です。

〔大下君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、大下吉三郎議員。

11 番（大下吉三郎君）　　　先ほど、私もですね、徳島県のほうの、ちょっとご紹介したんですけれども、徳島県の名西郡石井町いうところなんですが、ここはですね、野沢菜をつくってですね、逆にその、向こうへ、逆につくって、生産だけして向こうに送っておると。向こうで漬物をして販売しておると。有名な野沢菜の漬物ですけれども、そういったものをいちずに、それだけをつくっておると。それが、ハウスじゃなくして、トンネル栽培。ビニールが３メーター50 で、屋根をこう丸くしましてやっておると。それが、だいたい100 メーターに対して、僕今、ちょっと数万円言うたと思うんですけど、１万 7,000 円ほどのビニールで、結構つくれておると。

年間ですね、41 名の方がグループをつくって、その野沢菜だけを生産しておるんですが、そのトンネルでね。

これで、年間２億 5,000 万円の売り上げがあるようです。非常にラッキーというようなことで、一生懸命 41 名の方はつくられておると。

それで、市場に納めるんじゃなくして、送っておるということです。

それと、近くではですね、御津町。たつの市御津町ですけれども、そこではですね、大根を主につくっておられるんです。で、大根は大根として出荷し、その欠品と言ったら悪いですけれども、あまりいい物じゃないものについては、今度、干し大根にして、切り干し大根というものにして、ドンドン出されておると。これも非常に、もうかっておると。百姓としては、金回りがいいということを聞いております。

いずれにしてもですね、どんなことでも、何人かのグループが、そういった補助なり、何かを助けて助け船を出せばできると。そして、市場が、そういったところで幾らでもあると。

その切り干し大根等についても、我々、家でもよくしてますけれども、あいなもんが売れるんかいと。それぐらい御津のほうへ行きますと、田んぼの中にですね、竹すの上に干しておると思います。あれでも、相当出荷量が多いということで、いずれにしても、ちょっとしたきっかけで、そういったものが、たくさん、また、金額が、収入があるということですので、そのへんの音頭取りをですね、これから町としても、やっぱりやっていかないと、過疎、過疎、過疎言うたって、この過疎は、もう元には戻らないと、私思います。

そのようなことで、本当に過疎、これからするんあれば、息子も娘も、皆、家へ戻して、ここで生活しないとですね、このような状況が、いつまで続くのかと心配しております。

そのようなことで、一つ、それらの取り組みについても、また、指示、援助もですね、今後、検討をして、さらに生産者がつくりやすい形態を、町としても指導していただきたいと、このように思いまして、この項終わりまして、次にいきます。

次は、新エネルギーへの取り組みについてということですが、これまでも、新エネルギーについては、それぞれの議員さんからも説明があり、質問があったと思います。

私は、このチップ等々についてはですね、前回も言っておりますけれども、森林組合のほうで取り組むか、どこで、どうするかという思案がですね、今、町としても、町長としても、今、考えていらっしゃると思いますが、その後の森林組合の取り組みが、どのように展開しておるのかということと、それから、私は、和歌山県の田辺のほうに、ちょっと連れがおりまして、いろいろと聞きました。

そうすると、和歌山方面は、いろいろと備長炭等の炭焼きをしてですね、市場に、相当高価で出されておるのは事実です。

しかしながら、ミヤモトさん、トタニさんという方もですね、ずっと親の代から引き継いで炭焼きを火を絶やさないという方でありまして、この方も、そういった微々たるものですけれども、収入としては、まあ飯は十分に食えるんだというような形の中で炭焼きをされておると。火を消さないというのが、この二人の規模の中で、ドンドン生産をしておるという状況であります。これらについて、町長に伺います。

議長（西岡　正君）　　　　はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、最後のご質問で新エネルギーへの取り組みについてということでありますが、まず、木質バイオマス発電施設への木材の出荷に関しましては、これまでの一般質問の答弁でも申し上げてまいりましたとおり、兵庫県森林組合連合会では、木材の出荷先や出荷単価の調整等を行っていただいているところであります。県森連におきましては、県内に木質バイオマス発電所が、現在２カ所建設をされているため、その調整を行っている最中であると聞いております。

ただ、赤穂市に建設予定の木質バイオマス発電所におきましては、来年１月に営業運転を開始する計画でございますので、一刻も早い条件提示を県森連に対して求めているところであります。

町内におきましても、木質バイオマス発電燃料用の木材の集出荷方法につきましては、早急に仕組みづくりを考えたいと思っているところでありますが、やはり具体的な搬出先、また、出荷条件、価格が決まらないことには、なかなか細部にわたる検討ができませんので、まだ、そういう条件、具体的な条件提示を待っている状態であります。

出荷方法について、そういう具体的な条件が提示され次第、検討を進めてまいりたいと思っております。

また、議員のおっしゃるとおり木炭やまきも、れっきとしたエネルギーでございまして、ただ、和歌山県の今、お話の備長炭に代表されるような古い歴史を持ち、高い技術によってブランド力と地位を築いた地場産業であって、なかなか、どこにでもですね、できることではないと思います。

佐用町におきましても、昔は、佐用郡もですね、質の高い炭やまきの生産地であったわけでありますが、しかし、今、そんな技術をですね、持った方は、ほとんどもう、おられませんし、あの厳しい、きつい仕事をですね、今の若い人たちに勧めるということは、なかなかできないと思います。

ただ、発電用のエネルギーとしてだけではなくて、そのまま、暖房用のストーブやボイラーの燃料として活用をしていくということも、当然これも検討をしていく必要があろうかというふうに思います。

佐用町の森林組合におきましても、これまで育ててきた森林資源を有効に活用し、林業が再び産業として復活できるようにですね、何とか、取り組んでいきたいと、そういう検討もしておるところであります。

これまで、いろいろと、このエネルギーについては、いろんな方からご質問があり、答えをさせていただいておりますけれども、何とか、具体的にですね、その一歩がきちっと踏み出せるように、早急に検討をしてまいります。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、大下吉三郎議員。

11 番（大下吉三郎君）　　　　はい、ありがとうございます。

いずれにしても、こういった一つのエネルギーというものにつきましても、それぞれの時代に合ったものがあります。

町長言われたように、炭とか、まきとか、こういったものについては、非常に過去は、エネルギーとして活用がされました。

私のおじに当たります人もですね、この炭、まきの問屋をやっておりまして、佐用郡の炭、まきは、一手に引き受けて阪神間、また姫路のほうに出しておったことを、今でも思い出します。大きな倉庫の中に、何千俵という炭も積んでおりました。

そういったことがですね、今となっては全く今言うように、燃料革命によりまして、全くそれが姿を消してしまったと。

今では、プロパンガスが出た当時、そういった格好で、炭、まきはなくなり、これからはまた、プロパンもなくなってオール電化というようなことになってきつつあります。

それぞれの時代は時代としてあったとしても、これだけ佐用郡の山が非常に、今は荒廃しつつありますし、これを全て伐採したとしても、おそらく新しい新芽の再生は、恐らくできなであろうと思っております。

私もずっと、５年ほど前に切られた山を、今でもずっと見ておるんですが、全く芽が出ておりません。なぜかと、やっぱり木が老朽化して、新芽が出たとしても成長していかないというのであります。ずっと見てますけど、本当に山が一山裸になっております。

まあ、そのような状況が、これから佐用郡でも起こるんではないかなと。そうなると、水害災害、大きな問題が出てくるであろうと思います。

今の方たちに、若い者にすれば、炭とかまきというのは、確かに、手間を食い、時間もかかりしますけれども、使ったことはないわけで、そういった一つのまきにしても、今、家庭では、ドンドンまきが、ストーブがはやっておるというのも事実でありますし、炭等々についても、これから、もっともっと出ていくんではないかなと、このように思っております。

このようなことも、今、どなたかに手をつけてやっていただかないと、本当に生産ができなくなってくる時代が既にあります。年配の方は、もう老朽化して、年寄りになってですね、もうそんなことはできないというのが現実であります。

しかしながら、それらも、これからの新エネルギーとしてですね、我々率先して使っていかなければいけない時代が来るであろうと思います。

それと、先ほど、町長言われたバイオマス等々につきましても、今、森林組合のほうで取り組んでいるということですから、赤穂のほうの、そういった業者についても、朝来市のほうの業者についてもですね、どういうふうな格好で搬出ができるのか、今後、佐用郡として、もっと研究し、取り組んでみる必要があろうかと、私は、このように思います。

いずれにしても、これらについては、もう１年後には、そういった赤穂のバイオマス等々についても、オープンするということですので、価格もしかりですが、そういった体制づくりを、まず、つくってみないと、今からすぐ出せと言ったって、なかなか切り出しができるものではございません。

そういった中で、着々と、今、進めておるということをお聞きしていますので、今後、さらに具体的に、どのように、どうしていくのかということも森林組合等々で検討願って、

地域の皆さんに、このことを知っていただくと。そして、切り出しをして協力をしていただくというのが、我々のこれからの仕事ではないかなと、このようにも思っておりますので、今後とも、町長のほうで、しっかりと検討願って進めていっていただきたいなと、このように思います。
私、三つの題について、拙い話でしたけれども、町長のひとつ今後にですね期待をいたしまして、この場での質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西岡　正君）　　　　大下吉三郎議員の発言は終わりました。
引き続き、石黒永剛議員の発言を許可いたします。

〔14 番　石黒永剛君　登壇〕

14 番（石黒永剛君）　　　　14 番、石黒でございます。
昨年 11 月、激しい選挙戦を勝利され、町民は向こう４年間、庵逧町長に町政運営を託しました。
神戸新聞の報道では、安心して暮らせる町にとの見出しをもって、２期８年で残した結果を有権者に評価してもらった喜びと同時に思い責任を感じているとも述べられております。
また、若い世代が意欲をもって活躍できる環境づくりを進めていきたいとも述べられておられます。
質問の一つは、若い世代が活躍できる環境づくりを、どのように進められようとされるのか。その方向性をお示しいただきたいと思います。
質問の二つ目は、佐用町が持つ資源、農林業で、若い世代が夢をもって働き、企業に注目されるような仕組みづくりを考えていきたいとも述べられており、予算審議は終えましたが、平成 26 年度予算にどのように具現化されていますか。
また、佐用町の基幹、主幹とする産業は何だとお考えでしょうか。
この場からの質問を終わります。

議長（西岡　正君）　　　　はい、それでは、町長答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、石黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。
１点目の佐用町が持つ資源、農林業で、若い世代が夢をもって働き、企業にも注目されるような仕組みづくりのプラン及び平成 26 年度予算に、それが、どのように具現化されているのかというご質問でありますけれども、この問題につきまして、全国で多くの市町村が時代の大きな変革の中で、同じような課題を抱えて、いろいろな施策に工夫を加えながら取り組んでいるわけであります。成功例も、いろいろなところで紹介をされておりますけれども、しかし、全体的に、これがという一つのことで解決ができるような施策というのは、非常に難しい状況です。
やはり、町としては、基本的には、町の資源を生かしながら、地道に取り組んでいくことしかないというふうに、私は思っております。
そういう中で、佐用町において、佐用町の持つ大きな普遍的な資源というのは、農地と山林であろうかと思います。
その一つの森林資源でありますが、これまでの一般質問のご答弁でも申し上げて来まし

たとおり、現在、その資源の活用計画について検討をしているところであります。その中で、木質バイオマス発電用燃料への木材需要をきっかけとして、木材資源を有効に活用して林業の、産業としての再生を図ってまいりたいと考えております。

林業の再興により、山主、森林所有者への利益還元と同時に産業として、新たな雇用の創出が生み出されることを期待して検討をしているところであります。

町の平成 26 年度の当初予算には、具体的なものは、まだ、計上できておりませんけれども、現在、森林組合において、作業効率と作業能力を上げるための機材の購入等を、国に要請を、申請をしているところであります。

この国の補助が、購入補助がですね、決定をされれば、町としても随伴の補助をして支援をしていきたいと、そういうふうに考えております。

また、農業分野におきましては、新たな農産物直売所の建設を考えております。ある程度、大きな規模で、魅力的な、また、高品質の、多種多様な農産物を取りそろえることができれば、都市部からの顧客を増加させることが可能と見込んでおりまして、それによって、相当量の販売を確保することによって、農家の栽培意欲を増すばかりではなくて、若い後継者も、農業を専業として自立できる道を切り開いていかなければならないというふうに考えております。

また、直売所と併設して体験型の農園を整備することにより、その農園を活用して、佐用高校農業科学科の生徒さんにも研修をしていただくなど、高校との連携も図っていきたいというふうに考えているところであります。

連携を進めていく過程で、農業経営・農作物栽培に本当の興味を持つ生徒さんの発掘につながり、農業に従事していただける若者があらわれることを期待をしております。

この体験農園では、ハウスイチゴなどの摘み取りや、果樹の収穫体験ができる農園なども展開し、同じ作物が町内で栽培され特産品となるよう技術指導の場となるよう検討していきたいと考えております。

また、民間活力を利用して、イチゴの温室栽培などの事業展開も後押しし、高付加価値の作物を生産する規模の大きな企業農園のような形ができれば、若者の雇用機会の確保になるものと考えております。

平成 26 年度における予算といたしましては、新規就農者支援補助といたしまして、２名分で 300 万円を、また農産物直売所の計画につきましては、測量調査設計料として、まず、500 万円を計上させていただいております。

２点目の佐用町の基幹とする産業は何かということについてでございますが、基幹とする産業と言われますと、何を基幹とする、基準にするかで、大きく、この見方は変わり、難しいところであります。町民の所得から見ると、農業や林業が基幹にはなっていないわけでありまして、現在は、雇用の場が町内には少ないと言われながらも、福祉や医療も産業であり、ほとんどの方が商工業を含めて多くの事業所に勤めて、給与所得で生活を維持しているのが現状であります。

ただ、町において、町が存在している元は土地であり、佐用町 300 平方キロの土地は、農地や森林として、これを保全、また活用していかなければなりません。

そのためには、農業、林業を産業として、そこに従事する人たちが生活できるものにしていかなければ、これを継続していくことができないわけでありまして、農林業は、中山間地の町にとって、基幹産業と言えなくても、やはり普遍的な産業、また、基本的な産業であるというふうに考えております。

以上、私の考えを述べさせていただきまして、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、石黒永剛議員。

14 番（石黒永剛君）　　　　それでは、この席から質問させていただきたいと思います。

少しちょっと、角度を変えて質問させていただきますが、若者の雇用の場がない。若者が住みにくい現状であるという、今の現状ではなかろうかと思います。

災害復興を進めながら、財政基盤の確立に努力され、確かなものにはされたと思います。しかし、今、目の前にある現実を見て、多くの民家は、空き家は、廃屋にならんとしております。そしてまた、商店、事業所においては、元気が全くないと。このように、私自身は思うのですが、どうでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逧典章君）　　　　これは、どなたが見られてもですね、同じような状況ということを感じておられると思います。

ただ、町内の家屋、廃屋が多いと言われるのは、世帯数は、そんなに大きく減ってないわけで、そういう山間地の家屋というものがあっても、いわゆる通学や通勤、生活の利便性などで、若い人たちがですね、新たに、近いところに家を新しく建てられていると、そういう意味で、佐用町内におきましてもですね、かなり以前と比べれば新しい家屋が増えてきました。新しい住宅地もできております。

そういう中で、特に、中心部から遠いところ、そういうところの集落、これが、いわゆる皆さん方が、いろいろと心配、お話になる、私たちも、この対策に非常に苦慮している限界集落ということが生まれている大きな一つの要因でもあろうかと思います。

〔石黒君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、石黒永剛議員。

14 番（石黒永剛君）　　　　農林業が普遍的な産業であるというようなお答えが、先ほどありました。

副業的に１次、２次産業に就労する方で、町はなっているんではないかと思うんですけれども、市町村データによりますと、年間町民所得は、平成 17 年から 22 年の５年間の間で 32 万 6,000 円減額になっています。

それから、佐用町の持つ労働力の人口は 9,000 人余りだというふうに記載されており、その中で 8,600 人が就労しているわけなんですけれども、佐用町には上月に工業団地が９社ほどあります。そして、また、テクノの企業用地にも勤務できる事業所があると思います。町内就労者、町外就労者、数を把握されておりますか。

議長（西岡　正君）　　　　はい、答弁願います。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長。

町長（庵逧典章君）　　　　ちょっと、課長のほうから細かい数字があればお答えさせます。

〔商工観光課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君）　　はい、失礼します。

22 年の国勢調査に基づきますと、町内の住所がありまして、町内に勤労されておられる方につきましては 6,100 名余り。あと佐用町から他市町に行かれております方は 2,500 名余りございまして、合せれば 8,600 人余りが就業となっております。

〔石黒君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、石黒永剛議員。

14 番（石黒永剛君）　　　　はい、ありがとうございます。

6,100 人ほどが町内の関連の企業に、事業所に就労されているというようなことで、もう少し低いのではないかなと思っておりました。

多くの人がね、職場を外に求めていかなければならないような現状もあるわけです。若い世代が意欲を持って活躍できる環境づくり、具体的に佐用の持つ資源、農業、林業、すなわち一次産業で、若い世代が夢を持って働き、企業に注目される仕組みづくりを考えていきたいというようなことが述べられてはおるわけなんですけれども、このことが可能になれば、本当に、私たちは願ってもないことであります。

この町に住んで、この町に働く場を持つ、そして、子育てができるんだと。ぜひ、遠くない日に実現していただきたいと思います。さらなる決意をお願いいたします。

議長（西岡　正君）　　　　はい、答弁願います。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長。

町長（庵逧典章君）　　　　佐用町の資源というのはですね、先ほど、申しましたように、そんなに、どこにもないようなですね、特別な資源があるわけではありません。これは、全国、どこの町も、ほとんどが、そういう中で、努力をしていると思います。

ただ、農業、林業、これは町を支えるですね、非常に大きな基幹産業、それが、収入の面で基幹でなくても、やはり基礎的な産業であることは間違いないと思うんです。

ただ、若い人たちが、これから、私は、こういう農業や林業にも積極的に取り組んでいただきたいと、その環境をつくりたいという思いを持っているわけですけれども、ただ、実際に、農業、林業というのは非常に厳しい仕事です。なぜ、この若い人たちがね、農業や林業から離れていったか、これは、収入が少ない。それに労働に見合う収入がないというだけではなくてですね、非常に厳しい労働環境と言いますか、きつい仕事というのは、これはやっぱり覚悟していかないとできないわけですね。

ですから、こうした、今、新しい今、資源として、木質バイオマスの中にも、木材が活用できる、利用できると、こういう方向で、今、検討しているんですけれども、私は、一番これが心配なのは、この労働力、若い人たちが、そういうことに参加していってくれるかどうか、そのためには、これまでのようにね、山で自分の体だけで仕事するんではなくって、やはり、新しい林業機器、機材、こういう機械化をしないとですね、これは、なかなか若い人たちが、その仕事に従事していくのは難しいと思います。

ただ、それになると、それだけにですね、大きな、この資金も当然、必要でありますし、また、それを習得、技術を習得するということもね、本当に、山を知らないと、なかなかできません。相当な、やっぱり時間もかかると思うんですね。

ですから、ある程度、その機材をそろえたり、人の数をそろえてみてもですね、本当に、それだけ、きちっと山で、それだけの仕事、量をこなしてですね、出荷をして売り上げをしていけるか、このへんは相当、計画的に、また、時間をかけて取り組む必要があろうかと思います。

また、農業においてもですね、実際に、よそでの成功例、これは、相当長年のやっぱり技術と経験を踏まえてですね、皆さんが、取り組んで来られた、そういう歴史があるわけです。だから、簡単に、誰でもが、じゃあ、何がいいから、何がつくれるかということでは、なかなか難しいと思います。

ですから、その点、農業においてもですね、新しい技術を取り入れる。現在の農業でも企業化されてきて、例えば、水耕栽培なんかの大きな企業が野菜団地をつくったりですね、そうした、これまでの畑を耕運機で耕して、そこの植えて行ってという形じゃなくって、本当に野菜工場のようなですね、やり方というのも生まれてきているわけです。

若い人たちの、今の教育、育ってきた環境から見るとですね、そういう農業を目指していかないとですね、これは、なかなか、全ての人たちが、これまでのような農業だけでは、その農業、その仕事に対しての魅力というものが生まれてこないかなということを考えております。

少しでもね、資源を生かし、そこに産業として成り立ち、産業として成り立たすためには、そこに労働力がいる。その働く場所がないと言われながらもですね、現在でも福祉施設等、非常に現場、人手不足です。町内でですね、なかなか人が集まらない。これからも人口が減少していく中でですね、労働力というのは、本当に今、勤め口ない。雇用の場がないと。だから、若い人たちが流出していくんだというふうに、ずっと言われますけれども、しかし、実際に、その若い人たちが求める仕事が、確かに佐用町にないのかもしれません。

ただ、労働力として、地域を支えるためには、そういうみんなが、やっぱり、そういう仕事、いろんな仕事につかないとですね、仕事をやってもらわないと、また、地域社会を支えることができない。だから、農業においても、林業においても、そういうことであろうかと思います。

ですから、いかに、その農業や林業、これまで、自分で実際にやってみてね、私も、自分で林業なんかやって、山で仕事してみて、本当にきつい仕事です。

また、先ほど、炭焼きの話のこと話しましたけれど、大下議員からのお話ありましたけども、私の父も１回だけ炭を焼いてみたいと、実際に、その炭焼きをされた経験者にですね、教えてもらって、１年間だけ炭窯を自分でつくって、それこそ自分で経験をした。その後ですね、父が言ったことは、もう１年で懲り懲り、もう二度と、これはようせんと。それだけ、私の父のようにですね、山で仕事をして、本当に厳しい仕事をしてきた人間でさえね、その山での、この炭焼きの仕事というのは、それだけ厳しい仕事だったというふうに思います。だから、なかなかね、誰でもが、やっぱり山の仕事というのは、できない。

しかし、それを、誰かがやらなきゃいけない。だから、それを、やっぱり人を育てていかなきゃいけないし、そのためには、時間もかかるし、お金もかかるし。けど、やっぱりみんなの理解も必要でありますので、それを、やっぱり町として、地道に一つ一つ計画的に進めて行くしかないというところに落ち着くわけであります。

〔石黒君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、石黒永剛議員。

14 番（石黒永剛君）　　　　はい、ありがとうございました。

少し、風邪気味でお聞き苦しかったかと思うんですけども、企業誘致もままならない小さな町です。しかし、町長の３選の安心して暮らせる町にとの３選後の抱負については、多くの町民は期待をしております。人口減が進む町の将来を見据えながら、一つ、この行政のかじ取り難題に取り組んでいただくようにお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（西岡　正君）　　　　石黒永剛議員の発言は終わりました。

ここでしばらく休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡　正君）　　　　再開を 14 時 50 分といたします。

午後０２時３５分　休憩

午後０２時５０分　再開

議長（西岡　正君）　　　　それでは、休憩を解き、一般質問を続行します。

続いて、５番、金谷英志議員の発言を許可いたします。

〔５番　金谷英志君　登壇〕

５番（金谷英志君）　　　　日本共産党の金谷英志でございます。

私は、獣害防護柵設置の負担軽減と介護予防事業を行う体制はとれているか。けんこうの里三日月の協議の基本姿勢について伺いますが、まず、第１点目、獣害防護柵設置の負担軽減の検討を求めて質問いたします。

町では、鹿・イノシシなどの農産物への被害をもたらす獣害に対して、捕獲事業や防護柵設置に補助金を出すなどの対策をとっているが、防護柵については田畑の所有者の負担が生じることから、自ら耕作せず預けているところでは耕作者の負担が大きくなり防護柵の設置に二の足を踏む状況です。そこで伺います。

荒廃農地を少なくするためにも意欲のある耕作者には補助率の拡大を検討してはどうか。

議長（西岡　正君）　　　　はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、金谷議員からのご質問に、それぞれお答えさせていただきたいと思います。

まず１点目の獣害防護柵設置の負担軽減ということで、荒廃農地を少なくするためにも意欲ある耕作者には補助率の拡大を検討してはどうかということについてでございますが、現在の防護柵設置補助金交付要綱では、金属フェンス・ワイヤーメッシュ・電気柵設置については資材費の 85 パーセントを補助し、トタン・のり網については資材費の 50 パーセントの補助を行っているところでありまして、平成 24 年度におきましては 31 地区に対して金属フェンス 540 メートル、ワイヤーメッシュ１万 3,371 メートル、電気柵１万 8,873 メートル、のり網 5,944 メートルなどの設置資材費に 1,475 万円の補助を行い、平成 25 年度においても 28 地区に対してワイヤーメッシュ 5,894 メートル、電気柵１万 3,703 メートル、のり網 1,595 メートル、トタン 36 メートル、設置資材費に 1,121 万 9,000 円の補助を行っているところでございます。

また、本年度の有害鳥獣駆除活動事業につきましても、猟期を除く４月から 11 月で鹿 1,594 頭、イノシシ 276 頭を捕獲し、佐用郡猟友会等に対して 2,733 万 6,000 円の補助を行っており、防護柵設置及び有害駆除活動に対して、こうして毎年多額の補助を行っている状況にございますので、現在のところ補助率の拡大については考えておりませんが、設置要件につきましては、耕作者のご要望もお聞きして、できるだけ耕作放棄にならないよう、また、耕作に、農業に意欲を持っておられる方に対しての支援という形で設置基準の緩和等、検討すべきところは検討したいと思っております。

田畑の所有者及び耕作者においては、防護柵設置における費用負担よりも防護柵の維持管理及び周辺の草刈り・修繕点検等の労力による負担の方が増大であると考えておりますので、町といたしましては所有者・耕作者だけに負担を負わせるのではなくて、地域全体が協力する形で有害鳥獣からの農作物被害を防止するための対策を考え、今、国や県が取り組んでおります里山林を地域住民の力で再生をさせようとする森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業及び県民緑税を活用した野生動物育成林整備事業、バッファーゾーンの整備を各地域に取り入れ、森林・里山や人家裏を整備し、有害鳥獣が農地に入りにくくする環境づくりをすることにより被害を防止していきたいというふうにも考えております。

また、町においては佐用郡猟友会による鳥獣捕獲活動の強化及び鳥獣被害対策実施隊による農家への防除方法の指導・啓発、防護柵の点検・資材提供、鳥獣の追い払い、被害防止のための緩衝帯の整備等の活動強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上で、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　防護柵の補助については、先ほど、町長が言われましたように、当初予算で 25 年度は 1,640 万円で、今回、先ほどの５号補正で 500 万円の減額ですけれども、実際、使われなかったいうのは、どういう状況で、その 500 万円の減額いうふうなことになっているんでしょうか。

〔農林振興課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原　武君）　　これは、それぞれ集落での当初見込みを挙げておりました関係で、若干、見込の数字と、実際、やられた数字が違ってきたということでございました。努力はされておるんですけれども、全て、当初の見込みどおりの設置にならないところもございます。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　この防護柵の設置については、農会長を通じて、年度初め、予算編成時、10 月ぐらいから、だいたい、その希望があるかどうか、被害の状況も聞いていうことで、予算を組み立てられていると思うんですけれども、その中でその、私、今回質問した状況いうのは、町長、分かっておられると思うんですけど、耕作者の人が、そののり網とか、全体に防護柵設置する時に、負担は、土地の所有者がかぶる。その持つということですから、この畑つくりたいなと思っておる人の畑、実際、つくっておられる方もそうですけども、そこに鹿やイノシシが入って、作物を荒らしてしまうと。

自分自身は、その田んぼを借りて耕作しているんですけれども、なかなか、その理解。先ほど、全体を通して、そのバッファゾーンとか、県の県民緑税もつくってと言われましたけど、その効果いうのは、今回のやつに、それで耕作者の負担、負担率の軽減いうよりも、私も、町長言われたように、むしろ規約の変更そのものが、今回の主な質問のことだったんですけれども、そういうふうに、それで今、後から述べられたようなことが、今回のその、なるというようなお考えでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逧典章君）　　　　この補助率につきましてはですね、やっぱり 85 パーセントいうのは、相当の高額の、高率の補助なんですね。

これを、また、それ以上にするということは、これはちょっと、町としてもですね、町がもう設置してしまうということになれば、もう後の、やっぱり基本的に、責任持っていただいて、管理もしていただかないけませんので、これはできないといういことを、まず、申し上げたとおり。

〔金谷君「はい、そうですね」と呼ぶ〕

町長（庵逧典章君）　　　　ただ、先ほど、今、金谷議員が言われるように、私の、町の設置要綱の規約の規則の中でですね、土地の所有者が設置するというようなことがありますのでね、そこは今、実際には、そのへん耕作者が借りておられたら、実際の費用は耕作されている方が負担されている場合もあるんかもしれませんけれどもね、そこの耕作者と土地の所有者との、その話し合い、その面でうまくいかない点もあるかもしれません。

それと、もう１点はですね、もう既に、これ長年、これ取り組んできまして、金属フェンスですね、集落を大きく周辺を囲っております金属フェンスについては、できるとこは、だいたいでき上がっているんですよね。

ただ、これも１回してもですね、管理が特に悪ければ、これが倒れたりですね、それか

ら、イノシシなんかによると、もう金網を破ったり破損してしまっているというところも出ております。

それと、大きく効率よくですね、集落全体を囲うというような形での設置が、推薦してきてましたし、そういうことで、実施をしてきましたので、実際には、その中にですね、鹿、イノシシが入って来て、それだけでは、防げない。

だから、今度は、耕作者ごと、農地ごとにですね、そういう防護を、また、二重にしなきゃいけないと、そういう問題も出てきているわけです。

金属フェンスやワイヤーメッシュ、これ金属のものというのは、そう何回もですね、かなりの高額なものですから、１回設置されたら、すぐにまた、補助を２回も３回も出していくというのは、これもやっぱり、ある程度、きちっと規制をしていかないとね、これもいくらでもできないということもあったので、なかなか、そういう基準に合わないようなことが出た時に、例えば、破損してしまって、どうしても二重にしなきゃいけない。また、そこを直さなきゃいけない。そういう点については、柔軟にですね、また、もう一度、そこに、そういう新たなものをつくるなり、内側に、今は金属フェンスがあれば、その内側で、もう一度、ワイヤーメッシュで囲うとか、それから、電気柵をするとかですね、状況によっては、そういう二重の場合でも対象にしていくというようなこともね、これも、やっぱり考えていってあげないとですね、みんながこう、全員が耕作されて、誰もが同じようにされていたらいいんですけれども、だんだんと、耕作する人が減ってきて、今、その中には、もう休耕田も非常に休耕多くなってきたと。

だから、この設置していたものを管理していく人が、どんどんと少なくなってきているんですよね。だから、広い広大なものをですね、中で耕作されている方だけが管理していくいうのも、非常に難しい。

それで、どうしても、その自分の田んぼだけは、きちっと守りたいということもありますし、両方でね、だから、そういうような場合には、今、耕作されている方だけじゃない。地域全体として、こういう管理をしていただくというね、こういう取り組みと同時に、また、個々の耕作者の支援、両方で、そういう状況が変わってきておりますのでね、このへんを、やっぱり検討していかなきゃいけない時期になっているなというふうに思っております。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　町長言われたように、状況は、町長よく分かっておられると思うんです。そういうふうに、全体としてなるし、耕作者についても、要綱の変更ということでね、補助もしていって、耕作放棄地の減少いうかね、縮小に努めていっていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

介護予防事業の行う体制はとれているかいうことでお伺いします。

介護保険法では、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、介護状態となった場合でも可能な限り、地域において自立した日常生活ができるように支援するとしています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアを支える中核機関として社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師などの専門職を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた保険・医療・福祉に関する相談・支援等に、24 時間体制で包括的かつ継続的に対応するものとし

て設けられていますが、そこで伺います。
包括支援センターは、これら、いろいろ事業ありますけれども、事業を実施する体制はとれているか伺います。

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、次の質問で、介護予防事業を行う体制はとれているかということでございますが、地域包括支援センターは、介護保険法第 115 条の 46 で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置をされております。
佐用町での地域包括支援センターの体制は、平成 18 年４月から上月保健福祉センター内に地域包括支援センターを設置しております。これは、国の方針により、おおむね人口２万から３万人に１カ所を一つの目安としておるわけであります。
また、佐用町社会福祉協議会の本所及び各支所へ地域包括支援センター・ブランチとして業務を委託しております。これは、身近なところで相談を受け地域包括支援センターにつなぐための窓口となっております。
地域包括支援センターは、包括的支援事業等を適切に実施するために保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、それぞれの専門知識や技能を互いに生かしながらチームで活動をし、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、個別サービスのコーディネートなども行う、地域の中核機関として事業を展開をしているところでございます。
地域包括支援センターの職員数は、一つのセンターが担当する区域における第１号被保険者の数が、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ各１名とされておりますが、佐用町の場合は、保健師１名、社会福祉士１名、主任介護支援専門員１名と介護支援専門員１名の４名を配置し体制を整えております。
また、地域包括支援センターは、必ずしも 24 時間体制をとる必要はなく、佐用町では、緊急時の対応等の場合も想定し地域包括支援センターの職員に対して速やかに連絡が取れる体制を整え、対応をしているところでございます。
主な事業として、地域支援事業の一つである包括的支援事業と指定介護予防支援事業がございます。
包括的支援事業では、一つは、介護予防ケアマネジジメント事業。二つ目に総合相談・支援事業。三つ目に権利擁護事業。四つ目に包括的・継続ケアマネジメント支援事業を行っております。
そのほかに、任意事業として地域の実情に応じた必要な支援を行う事業も行っております。
また、地域包括支援センター運営協議会を設置をして、地域包括支援センターにおける各業務の評価等を行い、適切、公正かつ中立な運営の確保を目指しております。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるように協議会の委員を選定しております。
今後は、佐用町においても高齢者の人口は緩やかに増加し、人口は減少すると予想されております。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要とされております。

この地域包括ケアシステムは、保険者である佐用町が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要でございます。

地域包括支援センターは、このシステムの中核機関となることが必要とされており、町及び関係機関などと連携をしながら、高齢者の方が住み慣れた地域で、健康で生き生きと楽しく生活ができるまちを目指していきたいと考えております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　先ほど、町長のほうからもありました厚労省の方針として地域包括ケアシステムの再構築、新しく介護保険制度も見直されようと、この 2015 年度で、今年度、14 年度の国会で、その法案が提出されようとして、この 14 年度では、それに向けた、その町としての、先ほど言った、町長も言われました、地域包括ケアシステムが、町として、その中核施設だと位置づけている中で、14 年度は、そういうふうなことも準備期間としてね、位置づけられたということがあるんですけれども、この地域ケアシステムをつくる上で、今、国会で決まったわけではありませんから、今、議論されているのが、市町村で要支援者が利用するサービスのうち、６割を占める訪問介護と通所サービスは、市町村が実施する事業に移すと。

サービスの内容や人員単価など、国が定める一律の基準はなくなって、市町村が柔軟に対応すると、こういうふうな地域ケアシステムの中身としては、市町村が柔軟に対応できるというようになっているんですけれども、現状からして、今、議論の途中ですけれども、この新しいケアシステムの構築にあたっては、町としては、どういうふうに議論の、その最中だろうとは思うんですけれども、対応としては、いかがですか。

議長（西岡　正君）　　はい。

町長（庵逧典章君）　　担当課長。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下　守君）　　まさしく、国会のほうで討論されている、これ真っ最中で、国会というよりも、検討会等が介護保険はございますので、そこで、まさしく討論されております。

議員がおっしゃられましたように、介護予防給付の中でも、要支援１、２については、以前は、全部市町村に業務を移行すると。事業を移行するというのが検討会でなされておったわけなんですけれど、これは、各地域からの要望等、いろいろ検討されまして、今現在の内容では、その介護予防給付の中でも、訪問介護と通所介護、この２項目が市町村の

地域支援事業に移行されると。

それ以外につきましては、従来の介護予防給付で継続されるというふうに、現段階ではなっております。

なお、この内容につきましても、先月の２月の 25 日に国のほうで、各都道府県の自治体の課長会議があって、まだ、兵庫県内では、各市町を集めた会議のほうが、まだ開かれておりません。その内容等の説明については、今週の 20 日、県のほうで、国の動き、または、県のこれからの考え方、進め方が説明されるというふうに聞いております。

それと、もう一つ、お話が出ております地域包括ケアシステムという内容ですけど、これにつきましては、先ほどの地域支援事業も全て入ったような、町全体を包括的にやっていこうというシステムなんですけど、これについては、非常に国のほうの考え方は、向こうこれから、おおむね 11 年、2025 年、先ほども町長のほうからの答弁もありましたように、団塊の世代、75 歳以上の方が迎えられる 2025 年に向けて、連携をとれたケアシステムを各市町でとってくださいというふうな構想が国のほうで書かれております。

これにつきましては、佐用町のほうも、一番、その中でも慎重に、これから連携をとっていかなくてはいけない医療機関、これは、なかなか、包括または各施設等の連携が、担当医等はありますけれども、やっぱり全体、医師会等の連絡いうのは、なかなかとれてない面もあったかともいます。そのへんも、これからは、非常に必要になってくるということで、先般も包括の担当のほうが、医師会長と調整をはかりまして、今後は、こういった形で進めていく説明をし、西播磨圏域でも、このケアシステムについては、今、最重要視で検討されておりますので、そのへんが、今後、進めていくのではないかなというふうに思っております。

それと、もう一つ、返答が抜けておりましたけど、先ほどの訪問介護と通所介護につきましては、町のほうは３年間、おおむね 26 年、27 年、遅くても 28 年度中に、その方向づけを町のほうは決めないといけないということで、おおむね３年間、今、国のほうからも指導は受けております。以上です。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　国のほうの方針って、まだ、そういう段階だということは分かりましたけれども、その一つとしては、介護事業所から、その要介護度３以上の人に重点化すると、特養ホームの入所要件としてはね、ですから、その重点化するということは、先ほど、地域包括支援センターのほうに、その事業として回ってくるというふうなことが、考えられると思うんですけど、先ほど、町長は、その各専門員は４人でやっていると言われましたけど、今の現状をお聞きしたいんですけど、現状としては、その４人で介護予防事業、それから、包括的支援事業の中には、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、いろいろ、こういうふうなんあるんですけれども、４人で、それを今、委託している部分もあるかと思うんですけれども、４人でそれが、今、やはりやられている状況を、事業量があって、その中でやっていくんやから、やりくりはつけるということはあるんでしょうけど、その内容的には、そういう４人で、実際、対応はできているんでしょうか。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下　守君）　　先ほどありましたように、基準で言えば、あくまで基準ですけど、３名。主任の介護支援専門員ですが、佐用町の場合は、今現在４名で体制をとっております。

その内容につきましても、非常に人員等は、包括だけではなくて、町職員等も非常に厳しい中、今、一生懸命やっているところでありますけど、現段階では、それに４名の体制で、厳しい、厳しいといいますか、一生懸命やっておりますので、目いっぱいやっていると思いますので、動ける範囲では一生懸命やっております。

今後のことについて、議員のほうも心配になられていると思うんですが、若干、この訪問介護、それから通所介護等の内容が、どういった形で市町の事業として取り組んでいるのか、ちょっと、まだ、目に見えてないんで、どういう人員の体制でいくかいうのは、ちょっとまだ、はっきり申すことができないいうのは、ちょっと残念なんですけど、ただ、包括支援センターのほうも、これを待っているわけではございません。

と言いますのは、先般、当初予算のほうでも、質問はなかったんですけど、項目として、脳の健康教室という項目が、確か、当初予算でもあったかと思います。新たな包括の事業として、そういう脳トレと言いますか、そういう教室を、事業展開を一つやっていくのと、それから、もう一つは、百歳体操ということで、これは四国のある市が全国に先がけて、今、事業展開をやっておるんですが、非常にそれが継続性が高く、長寿にもつながっているというふうなことで、今、全国に普及をされているということで、ＤＶＤを見ながら、手軽にできる百歳体操、まあ百歳までという意味だと思いますけど、そういった展開も、26 年度からは包括、介護予防の一端として進めていく予定でございます。

そういった状況と、今回のこういった制度改正をうまいこと組み合わせて、今後は、事業展開をしていくということで、26 年度は進めていく予定にしております。

以上です。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　　地域包括ケアシステムの構築ということで、国のほうでは 14 年度、2014 年度ですね、来年度いうか、来年度の新しい新予算でね、国のほうとしては、地域支援事業の交付金、地域支援事業交付金というのがあって、先ほど、課長が言われた、その、もう入っているかと思うんですけれども、具体的に、国のほうから、そういう交付金みたいなんは、準備段階だと思うんですけど、準備の交付金みたいなんは、あるんでしょうか。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　　はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下　守君）　　申し訳ありませんが、その点については、20 日の日の内容に出るんではないかなという気はしておりますけど、申し訳ありません。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志君。

５番（金谷英志君）　　　　一つの介護予防事業として、具体的に、その事業の内容としては、介護予防の特例高齢者施策としては、主として要介護状態となる恐れの高いとかね、いろいろこういうふうになるだろうと予防ですから、恐れの高い人に対して、対象として 65 歳以上とか、そういうのがあって、これでしたら、実際、人数としてはね、この介護予防事業の特定高齢者としては、何人ぐらいの方が、今、おられるんでしょうかね。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下　守君）　　毎月月、認定等で変わっていくわけなんですけど、12 月末の状況でいきますと、要するに、それ前の方、要支援の方ですね、要支援１の方で、１次介護予防の対象者になるんですけど、147 名でした。それから、要支援の方で 207 名になります。これに要介護１から５までいきますと、おおむね 1,440 名の方が介護保険を利用された要支援の方、要介護になろうかと思いますが、それ支援になる前の方いうのは、なかなかこれ把握しづろうございますけど、その点については、介護予防等の展開の中で、例えば、高齢者の実態把握事業とかいうのが、例えば、先ほど、町長のほうの話がありましたように、ブランチ、社協さんのほうに委託して、そういう把握調査等もいたしておりますので、その中で、そういう方に対して、介護予防教室を展開したり、ほかの事業の教室のほうにも参加していただくというふうに事業を進めておりますが、ちょっと、その全体の人数が、なかなか、その教室を開催して来ていただくということなので、難しいんですけどね、ちょっと具体的に、ちょっと待ってくださいね。

すいません。よろしいですか。介護予防の復旧、例えば、介護予防復旧啓発事業というのを、包括でやっておるんです。これが、地域支援事業の一つの内容なんですけど、そういう介護予防教室を開催しますと、24 年度の実績しか、ちょっと分からないんですが、開催は７回で参加者の延べ人数は 412 名の方が来ておられます。

また、二次予防として通所型の介護予防事業いうのもやっておりますが、その場合でしたら、実質は、実人数は 49 名の方なんですが、非常に回数を増やしておりますので、実質参加延べ人数としては、471 名。延べでは 471 名の方が、そういった予防のほうに参加しているというふうな状況でございます。以上です。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　今回の質問の趣旨というのは、その体制として、今、事業を行う中で、取られているかということで、先ほど、課長言われたように、特定高齢者の把握事業、まず、どんな状況かというのは、町としては把握して、通所型の介護予防事業、それから、訪問型の介護予防事業、介護予防特定高齢者施策評価事業というのが、こういうのがあるんですけれども、ですから、初めに、どんな状態の人があるかいうの把握して、各事業で、個別の介護予防ケアプランを制作すると。ですから、今、実人数で通所型にしては 49 人、延べでは 471 人。

しかしこれ、実際に恐れのあるとか、そういうことでしたら、もうちょっと多いんじゃないかと思うんです。その中で、４人でやるいうのは、ちょっと、それで、できるんかなと。４人でやる事業しかできんという面もあると思うんですけれども、いかがですか。

〔健康福祉課長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下　守君）　　特定高齢者の、ちょっと把握人数は分かりましたので、報告します。

これも 24 年度なんですけど 978 名の方でございます。で、978 名が対象者ですが、当然事業への参加を呼びかけます。参加率は、今、先ほど言いました 49 名でございますので、５パーセントの方が参加されているということでございます。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　そういうふうに、今回、国のほうとしても変わるようなことですから、介護予防いうことで、介護保険の、その支出のほうも少なくするということで、これ大事な事業だと思うんです。体制をとってやっていただきたいと思います。

では、次に移ります。

次に、けんこうの里三日月の協議の基本姿勢について伺います。

けんこうの里三日月については、先ほど 12 月議会で町長は、老朽化やトレーニング機器の利用の課題があるという認識を示され、今後については地元も含めた協議が必要との答弁でした。私は、この施設は佐用町民の健康増進に大いに貢献できる施設だと考えています。

けんこうの里三日月に対する協議に向けての基本姿勢を、改めて、お伺いします。

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁願います。

〔町長　庵逧典章君　登壇〕

町長（庵逧典章君）　　　　それでは、最後のご質問でございます、けんこうの里三日月についての協議の基本姿勢はということでございますが、これは、何度も、これまでにもご質問をいただいて、いろいろと、なかなかきっちりとした方針が出せない中で現在に至っております。

この施設は、町民の皆さまの、健康でともに生きる社会を創造するためということを目的に設置をされたものでありますが、旧、合併前の三日月町時代におきましても、この施設のあり方、今後の取り扱いについて、いろいろと議論もされたところでありまして、今年度の利用状況を申し上げますと、お風呂は２月末現在で１万 6,099 人、ゲートボール場の利用が 1,976 人、トレーニングルームは 2,123 人となっております。

また、経費の状況でありますが、平成 24 年度実績でみますと、浴室利用者１人当たりが約 1,200 円ぐらいの経費かかっております。

また、町外の利用が６割以上を占めているというような状況を見た中、本施設の運営や

管理など、また施設そのもののあり方など、全体の施設を、このままの状態で維持していくことは難しいのではないかというのが現状であり、これまでも、そういう問題点を指摘しながら検討していきたいという答弁にさせていただいておりました。

先の 12 月議会においても、議員からの一般質問の中で回答させていただきましましたけれども、この施設がつくられた目的と経緯がございます。地域の方にも協議を行い、ご要望なども聞き、ご理解をしていただきながら、費用対効果の課題を見据え、施設のあり方や管理運営方法等について、平成 26 年度中に検討し、結論を見い出していきたいというふうに考えております。

この施設の特徴では、お風呂というよりかは、けんこうの里全体の、いろいろな活用、ゲートボール、そしてトレーニングルームというような施設が整備されているわけですけれども、特にこのトレーニングルームにはですね、相当のトレーニング機器がですね、設置をされております。これが、十分に活用されていないということで、この機器のですね、管理、また、かなり以前に設置しておりますので、時間が経っておりますので、機器の老朽化という点もあろうかと思いますけれども、そのへんの機器の点検等も見てですね、この施設の今後について、いろいろと知恵を出し合って検討していきたいと考えておりますので、皆さん方からも、意見は出していただけたらというふうに思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志議員。

５番（金谷英志君）　　　　私も、再三、このけんこうの里についてはね、意見もインストラクターの設置やＰＲもしていったらどうかいうこともあったんです。

その、なかなか佐用町内の人でも、町外の人が６割の利用。全体の風呂としてはね、言われましたけれども、町内の人も、あそこにあるトレーニングルームの機器が、どんなものがあるかいうのは、なかなか知っとってないというふうに、ホームページを見ても、写真みたいなん、チラッとは載っているんですけれども、なかなか、あの施設が知られていないというところがあると思うんですけれども、その点で、ＰＲ、一つは、私、看板の設置がね、国道上、東いうたら、前でしたら、旧三日月の時でしたら、一番東側、たつの市との町境のところ、すぐこっちに看板があったんですね。絵の描いてある看板があったんですけど、そのほな、看板も東側にはいると。

それから、西側についてはね、ローソンの、新宿のローソンあたりに看板を設置する。場所もありますから。

それから、入口については、味わいの里の、今、看板があるようなところにね、そこらへんに、ええ、こんな施設があるんですよというような、とりあえず、ＰＲとしては、看板も必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長。

町長（庵逧典章君）　　　　ここの施設の中でですね、トレーニングルームに置いてある、いろんな体のトレーニングする機器ですね、これについて、かなりの種類も設置がされております。

私も何回か行って、自分でちょっと、さわってみていうんか、使ってみたことはあるわけですけれども、なかなか、この、どういうふうに使ったらいいのか。あまり、この無理にして使うとですね、かえって体痛めてしまうとか、こういう専門の機器というのは、本来、そこにトレーナーがいてですね、その方の体の健康具合、状況を見て、どういう、そのトレーニング機器を使って、どういう部分を、どういう形でどれぐらい鍛えていったらいいのか、トレーニングしたらいいのかというようなことをですね、本来は、これをやっていかないと、その看板を出して、たくさんの方に来ていただいたらいいというものではないという感じはいたします。

だから、そういう意味で、旧町、設置された当初はですね、聞いておりますのは、ここのトレーナーを設置されたと、置かれたということですね。

ただ、トレーナーを、専属のトレーナーを設置するということはですね、当然、人件費が非常にかかります。だから、それだけの町民の皆さんに還元できる多くの方が利用していただくということが前提でないと、なかなか一部の方のみに対して、トレーナー専属をつけるというようなことまではできないと。そういうことがあって、旧町時代においても、トレーナーは、もう廃止をされたということだと思います。

で、そういう中でね、三日月支所長とも、いろいろと話をするんですけれども、ここを使っておられる方というのは、かなり慣れた方というんか、これをよく知っている方が、何人かいらっしゃるようですね。本来、そういう人たちが、新しい使う人に、この機器の使い方、基本的なことをですね、まず、教えていただくようなことができればですね、もう少し、宣伝をしていいのではないかという思いもするんですけど、今のままで、ここに、こういう物があります。どうぞ、使ってくださいということは、これはちょっと、かえって問題が大きいなと。起きるという。

かえって体を痛めたりですね、非常に機器による事故が起きたりという可能性があるというふうに思います。

それと、質問ではないんですけども、もう一つ、ここのトレーニングルームと、その大きいのは、お風呂ですね。このお風呂の問題が、やっぱり一つは、三日月温泉という形で、まあまあ運営をしているわけですけれども、ご存知のように、温泉の源泉となるところの井戸というのが、もう、老朽化して、パイプもかなり腐食してしまっております。

で、ああして何回もポンプをですね、取りかえざるを得ないということで、１回取りかえると何百万という経費がかかるような状況にまでなっておりますし、もう取りかえがきかなくなるという状況にまで、実際、なっております。

で、パイプをまた、打ちかえるということになるとですね、その 1,500 メーターぐらい掘っているんですか。なかなか、これを新しくですね、掘りかえるということは、これは当然できませんし、元々、温泉の出水も非常に量が少ないということですのでね、今のように出たお湯をためておいて、それをタンクで運んで入れるというような形での運営はですね、この温泉自体は、これはもう、早急に結論、実際、やめていかなきゃしょうがないだろう。こういう状態は続けられないなということは一方ではあります。

だから、お風呂の問題と、トレーニングルーム、この問題とはですね、当然、別なんですけれども、施設として一体的になっておりますのでね、機器なんかを、じゃあ、例えば、話は先に行きますけども、ほかの場所へ移して、そういうところを、そのトレーニングをするような場所に活用するのかどうか。そういうことまで含めて、いろんなことを、これから検討していく必要があろうかというふうに思います。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　　　はい、金谷英志君。

５番（金谷英志君）　　　　私は、今の位置で、三日月の人間だからいうわけではないんですけどね、今の位置で活用してほしいということは思っています。

お風呂にしても、今、言われるように、耐用年数が、とっくに過ぎて、パイプなんか、くみ上げるポンプにしてもですね、今、だましだましやっているような状況ですから、町長、言われることも、よく分かるんですけど、温泉としてやっていくか、温泉じゃなくてもね、ある程度の成分、温泉法に提議するようなね、温泉としてやっていくような施設じゃないにしても、お風呂としてもやっていくような方向でやっていただきたいと思うんですけれども。

先ほど、ＰＲ、今の状態でしたら、それはＰＲだけしても、体制、受ける体制ができてないですから、その体制も整えた上で、私は、やっぱり看板の設置も必要だなというふうに思います。

先ほどの質問の中でありましたけれども、町外の人が、町内で 6,000 人。私もっと、22 年度の国調の調査でいうことですから、もっと見た感じでは、東のほうへ行っている、通勤の人はね、もっと多いような気もするんです。

ですから、佐用町のほうへ帰って来る時に、通勤の人が 179 号線の味わいの里の看板のとこからでしたら、５キロぐらいありますけれども、十分、姫路から、たつのから返って来られる人も、通勤の途中で帰ってくる、その途中で、十分、５キロ、入らなあきませんけれども、十分足を向けるね、そういう施設だと、私は思うんですね。

ですから、いろいろ課題もありますでしょうけれども、一つ、町長にお聞きしたのは、基本姿勢としては、今のある施設として、活用するというふうな方向でやっていかれるのかどうか、その点だけ確認したいんですど。

議長（西岡　正君）　　　　はい、町長、答弁願います。

町長（庵逧典章君）　　　　基本姿勢でどうかと言われますとね、結論を出したみたいな形になりますけれども、旧町でも、これについては、一応、廃止の方向だということがあったというふうには聞いているんですけれども、そうじゃないんでしょうか。

その後、合併後ですね、やはりこういう施設、各地域においてもね、運営をしていく中で、いろいろともう一度考えようということで、考えてきたということだと思っております。

ですから、そういう健康づくりとか、いろいろなことは、これから、まだまだ大事です。

ただ、温泉とかお風呂とかいうようなものが、その温泉ではない。普通のお風呂という形でね、こういう施設を、これから運営していこうとすると、施設そのものも、全体として、当然、建てられてから、20 数年、もう 30 年近くなるんじゃないかと思うんですけれども、老朽化をしてくるということになります。そういう時期も、だんだんと全体としてね、きているわけで、そういう新たに、それだけの投資をして、そういう町民のために、これが必要かどうか、そこから、やっぱり考えていかざるを得ないというふうに思うわけですね。

今、問われれば、このことについて、これから、もう一度、考えて、検討して、考えていこうということでありますので、まだ、全て廃止をするんじゃなくって、あれだけの土地もありますし、あの地域は高齢者の、ああした福祉施設にはなっておりますけれども、これまでの特養とか地域密着型のデイサービスとか、それだけではなくてですね、少し、今、元気な方も住まわれるサービスつきの高齢者住宅も建設をされるということが決まっ

ております。
一つの言わば、地域の中核になる場所ですし、福祉のゾーンというふうに考えられるところだと思います。
川の整備もされておりますしね、皆さんが、あそこで、いろいろと憩いの場所にもなっております。
そういう意味で、何かにやっぱり、うまく活用していくことは、当然、必要だと思っておりますので、あのまま残すかどうかは別にして、あの施設なり土地、あの地域、それは、しっかりと活用できるように考えていくということが基本的な考え方でございます。

〔金谷君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、金谷英志君。

５番（金谷英志君）　　先ほど、大下議員の質問の中にも、笹ヶ丘の遊歩道なんかつくっていうこともありました。
あそこの、けんこうの里の、あの場所についても志文川沿いの、町長言われたように、石垣も、ちゃんと整備されて、きれいな遊歩道みたいな、今、サンホームに入っている入所者の方もね、散歩なんかされていうことですから、あそこらへんも、町長位置づけのように、福祉の拠点施設としてね、私、やっていただきたい、活用していただきたいということを申し述べて質問終わります。

議長（西岡　正君）　　金谷英志議員の発言は終わりました。
お諮りします。あと７名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡　正君）　　ご異議なしと認めます。よって、これにて本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明 18 日、午前 10 時より再開します。本日は、これにて散会します。どうも御苦労さんでした。

午後０３時４０分　散会